

第 1 編 測量業務共通仕様書

(白紙)

第1章 総 則

第1章 総 則

目 次

1-1	総 則	6
1-1-1	適用範囲	6
1-1-2	用語の定義	6
1-1-3	受託者・委託者の責務	8
1-1-4	業務の着手	8
1-1-5	測定の基準	8
1-1-6	作業の実施及び計算	8
1-1-7	設計図書を支給及び点検	8
1-1-8	業務担当員	8
1-1-9	管理技術者	9
1-1-10	社内検査	9
1-1-11	提出書類	9
1-1-12	打合せ等	9
1-1-13	測定業務計画書	10
1-1-14	調査・試験に対する協力	10
1-1-15	資料等の貸与及び返却	10
1-1-16	関係官公庁への手続き等	10
1-1-17	地元関係者との交渉等	11
1-1-18	土地への立入り等	11
1-1-19	成果品の提出	12
1-1-20	関連法令及び条例の遵守	12
1-1-21	検 査	12
1-1-22	修 補	12
1-1-23	条件変更	13
1-1-24	契約変更	13
1-1-25	委託期間の変更	13
1-1-26	一時中止	13
1-1-27	委託者の賠償責任	14
1-1-28	受託者の賠償責任	14
1-1-29	部分使用	14
1-1-30	再 委 託	14
1-1-31	成果品の使用等	15
1-1-32	守秘義務	15
1-1-33	現場管理と安全の確保	15

1-1-34	履行報告	16
1-1-35	使用単位	16
1-1-36	暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	17
1-1-37	個人情報の取扱い	17
1-1-38	行政情報流出防止対策の強化	18
1-1-39	病虫害の感染予防対策	19
1-1-40	蹄疫等侵入防止対策	19
1-1-41	特定外来生物（植物）について	20
1-1-42	ワンデーレスポンス	21
1-1-43	労働環境改善の取組	21
1-1-44	法定外の労災保険の付保	22
別表-1	様式一覧表	22
様式1-1	委託業務月報	23
様式1-2	打合簿	24
様式1-3	測量業務計画書	25
様式1-3-1	作業実施計画表	26
様式1-3-2	主要機器	27
様式1-3-3	作業の方法	27
様式1-3-4	作業編成	28
様式1-3-5	作業員名簿	28
様式1-4	立会願書	33
様式1-5	段階確認願	34
様式1-6	借用書（返納書）	35
様式1-7	土地立入通知書	36
様式1-8	身分証明書等	37
様式1-9	図面タイトルブロック	39
様式1-10	「特定外来生物の防除」の看板（記載例）	40
様式1-11	特定外来生物防除従事者証交付願	41
様式1-12	特定外来生物防除従事者証	42
別表-2	土地の立入関係法令一覧表	43

1-1 総 則

1-1-1 適用範囲

- 1 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、北海道農政部所管道営事業の測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務」という。）に係る委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、それをもって契約の適正な履行を図るためのものである。
- 2 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 契約書、図面、共通仕様書、及び特記仕様書または指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた、若しくは、今後相違することが想定される場合、受託者は業務担当員に書面により報告または確認し、その指示を受けなければならない。
- 4 受託者は、共通仕様書の適用に当たっては「北海道農政部測量調査設計等委託業務担当要領」（以下「担当要領」という。）「業務委託事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）及び「北海道農政部土木工事関係委託業務検査方法書」（以下「検査方法書」という。）に従った連絡指導・検査体制のもと履行体制を厳守しなければならない。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「委託者」とは、支出負担行為担当者をいう。
- 2 「受託者」とは、測量業務の実施に関し、委託者と契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- 3 「業務担当員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者である。
- 4 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
- 6 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 7 「設計図書」とは、仕様書、図面等、「現場説明書」及び「現場説明書に対する質問回答書」をいう。
- 8 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 9 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 10 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- 11 「現場説明書」とは、測量業務の入札に参加する者に対して、委託者が必要に応じて当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 12 「質問回答書」とは、「現場説明書」に関する入札参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。

- 13 「図面」とは、入札に際して委託者が示した位置図及び設計図、委託者から変更または追加された位置図及び設計図、業務数量総括表及び資料をいう。
- 14 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、業務担当員が受託者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 15 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは業務担当員、または受託者が書面により同意することをいう。
- 16 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者または業務担当員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 17 「提出」とは、受託者が業務担当員に対し、測量業務に係る事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 18 「報告」とは、受託者が業務担当員に対し、測量業務の状況または結果について、書面により知らせることをいう。
- 19 「通知」とは、委託者若しくは業務担当員が受託者に対し、または受託者が委託者若しくは業務担当員に対し、測量業務に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 20 「請求」とは、委託者または受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。
- 21 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 22 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 23 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- 24 「情報共有システム」とは、業務担当員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。
- 25 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物または情報共有システムで作成された委託帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子的手段を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた委託帳票については、署名または押印がなくても有効とする。
- 26 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。
- 27 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者等と業務担当員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 28 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 29 「協力者」とは、受託者が委託業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 30 「使用人等」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者をいう。
- 31 「立会い」とは、契約図書に示された項目について業務担当員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
- 32 「社内検査員」とは、受託者が、業務の段階に応じて成果品の作成者以外の立場から社内において当該成果品の検査を行うために定めた者をいう。
- 33 「中間検査」とは、測量設計等同時調査において委託者があらかじめ指定した期限及び対象となる成果品を検査することをいう。

34 「段階確認」とは、業務担当員が業務の節目毎に履行状況の確認を行うことをいう。

1-1-3 受託者・委託者の責務

- 1 受託者は、当該業務に当たって、調査等の意図及び目的を十分に理解した上で調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- 3 受託者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

1-1-4 業務の着手

受託者は、設計図書に定めがある場合等を除き、契約締結後 15 日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため業務担当員との打合せを行うことをいう。

1-1-5 測量の基準

測量の基準は、北海道公共測量作業規程（平成 20 年 5 月 23 日付国国地第 74 号承認）第 2 条の規定によるほかは、業務担当員の指示によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

1-1-6 作業の実施及び計算

- 1 測量の作業及び計算は、設計図書及び作業規程により実施するものとする。なお、公共測量に該当する場合の測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、「規程」第 5 条第 3 項によるものとする。
- 2 数量の計算は、北海道農政部が制定した「工事数量算出要領」により実施するものとする。なおこれによりがたい場合は、業務担当員と協議するものとする。
- 3 測量現場が隣接または同一場所において、別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果について照合を行わなければならない。

1-1-7 設計図書の支給及び点検

- 1 受託者からの要求があり業務担当員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、業務担当員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 業務担当員は、必要と認めるときは、受託者に対し図面等を追加支給するものとする。

1-1-8 業務担当員

- 1 委託者は、測量業務における業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2 業務担当員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づき、委託者が業務担当員に委任した権限は、契約書第 8 条第 2 項に規定した事項である。
- 4 業務担当員が、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する

場合、業務担当員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその口頭による指示等に従うものとし、後日書面により業務担当員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

1-1-9 管理技術者

- 1 受託者は、測量業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書に基づき測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者は、業務担当員が指示する関連のある測量業務等の受託者と十分協議のうえ、相互に協力し業務を実施しなければならない。
- 5 管理技術者は、屋外における測量業務に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に遂行されるように、管理及び監督をしなければならない。

1-1-10 社内検査

- 1 受託者は、主要な業務の段階の区切りにおいて自主的に社内検査を行わなければならない。
- 2 社内検査員は測量業務計画書により定め、当該業務の管理技術者の職以上にある者を原則とする。
- 3 社内検査員は、付表-1「測量社内検査フロー」を参考に社内検査計画を作成し測量業務計画書に記載し、社内検査に関する事項を定めなければならない。
- 4 社内検査員は、測量業務計画書に定めた社内検査計画により業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、社内検査員自身によりチェックリスト等による検査を行わなければならない。
- 5 社内検査員は検査の都度、結果を社内検査報告書として取りまとめ、社内検査員の署名捺印のうえ、管理技術者に提出しなければならない。

1-1-11 提出書類

- 1 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を業務担当員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、業務担当員に関する措置請求に係る書類及びその他現場または机上説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受託者から委託者へ提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-1-12 打合せ等

- 1 受託者及び業務担当員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、打合簿（様式1-2）で行うものとし、電子的手段を用いた場合を除き、双方が署名または押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。
- 2 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と業務担当員は常に密接な連絡をとり、測量業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容について、その都度、受託者は打合簿（様式1-2）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合簿を作成するものとする。
- 3 測量業務着手時及び設計図書で定める測量業務の区切りにおいて、管理技術者と業務担当員は打合せを行うものとし、その結果について受託者は打合簿（様式1-2）に記録し、相互に確認しなければならない。

- 4 管理技術者は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに業務担当員と協議するものとする。
- 5 管理技術者は、契約図書において業務担当員の立会のうえ、実施すると指定された事項においては、あらかじめ別に定める立会願書（様式1-4）を業務担当員へ提出しなければならない。
- 6 管理技術者は、契約図書に示された履行段階及び測量業務計画書の打合せ計画に基づく打合せを行う際には、あらかじめ別に定める段階確認願（様式1-5）を業務担当員へ提出しなければならない。

1-1-13 測量業務計画書

- 1 受託者は、契約締結後15日以内に、測量業務計画書（様式1-3）を作成し、業務担当員に提出しなければならない。
- 2 測量業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、1-1-33 現場管理と安全確保、1-1-37 個人情報の取扱い、1-1-38 行政情報流出防止対策の強化に関する事項についても記載しなければならない。
 - (1) 測量業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 工程表（作業実施計画表）
 - (4) 使用する主要機器
 - (5) 業務組織計画（方法、編成及び作業員名簿）
 - (6) 打合せ計画
 - (7) 成果品の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時を含む）
 - (10) 社内検査計画
 - (11) その他必要事項
- 3 業務担当員が指示した事項については、受託者は更に詳細な、業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- 4 受託者は、測量業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、業務担当員に変更測量業務計画書を提出しなければならない。
- 5 受託者は、簡易な測量業務においては業務担当員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

1-1-14 調査・試験に対する協力

- 1 受託者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対し、業務担当員の指示によりこれに協力しなければならない。

1-1-15 資料等の貸与及び返却

- 1 業務担当員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。
- 2 受託者は、貸与された図面及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、直ちに業務担当員に返却するものとする。
- 3 受託者は、貸与された図面及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷させてはならない。万一、損傷させた場合は、受託者の責任と費用負担において修復のうえ、業務担当員が指示した期日まで返却すること。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。
- 5 資料等の貸与及び返却は、借用書（返納書）（様式1-6）にて管理するものとする。

1-1-16 関係官公庁への手続き等

- 1 受託者は、測量業務の実施に当たって、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等及び関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施

するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。

- 2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。
- 3 受託者は測量法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し業務担当員に提出しなければならない。また、測量作業規定第15条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。

1-1-17 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者または業務担当員が行うものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受託者は、測量業務の実施に当たっては地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、業務担当員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないよう努めなければならない。
- 3 受託者は、設計図書の定め、または業務担当員の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面により随時、業務担当員に報告し指示があればそれに従うものとする。
- 4 受託者は、測量業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合、業務担当員の指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する委託期間及び経費は、委託者と協議のうえ、定めるものとする。

1-1-18 土地への立入り等

- 1 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。
- 3 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。
- 4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願（様式1-8）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業終了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

1-1-19 成果品の提出

- 1 受託者は、測量業務が完了した時、設計図書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果品には、測量業務概要、委託期間、業務委託料、当該業務の目的、内容、受託者名（住所・電話番号・FAX番号・担当者名を含む。）が記載された書類を含むものとする。
- 2 受託者は、設計図書において電子納品を行うものと指定された業務については、北海道農政部制定の「農業農村整備事業 電子納品運用の手引き（案）【業務編】」に基づき実施しなければならない。
- 3 受託者は、設計図書に定めがある場合、または業務担当員の指示する場合で、同意した場合は、委託期間途中においても成果品を部分引渡しするものとする。
- 4 受託者は、1-1-10 社内検査 で規定する社内検査結果を成果品の一部として提出することができる。

1-1-20 関連法令及び条例の遵守

受託者は、測量業務の実施に当たって、関連する諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-1-21 検 査

- 1 受託者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、実績報告書を委託者に提出する際に、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、業務担当員に提出していなければならない。
- 2 受託者は、設計図書において中間検査を行うものと指定された業務については、要綱及び検査方法書に基づく中間検査を受けなければならない。なお、中間検査実施可能日について、その14日前までに業務担当員に報告するものとする。
- 3 委託者は、測量業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。
- 4 検査員は、業務担当員（検査員が立会を求めた場合）及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務成果品の検査
 - (2) 測量業務管理状況の検査測量業務管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を行う。

1-1-22 修 補

- 1 検査員は、修補の必要があると認めた場合、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受託者の責に帰すべきものでない場合は、異議申し立てをできるものとする。
- 2 受託者は、修補を速やかに行わなければならない。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、受託者は、修補の完了の確認について検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了した場合に、委託者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

1-1-23 条件変更

- 1 業務担当員が受託者に対して、測量業務内容の変更または設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面によるものとする。
- 2 受託者は、設計図書に明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を業務担当員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期できない特別な状態」とは、以下のものをいう。
 - (1) 1-1-18 土地への立入り等 第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害
 - (3) その他委託者と受託者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合。

1-1-24 契約変更

- 1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合
 - (2) 委託期間の変更を行う場合
 - (3) 業務担当員と受託者が協議し、測量業務履行上必要があると認められた場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 委託者が、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 1-1-23 条件変更 の規定に基づき業務担当員が受託者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他委託者または業務担当員と受託者の協議で決定された事項

1-1-25 委託期間の変更

- 1 委託者は、受託者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において、委託期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知するものとする。
- 2 委託者は、委託期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残委託期間及び残業務量等から委託期間の変更が必要でないと判断した場合には、委託期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3 受託者は、契約書第21条の規定に基づき、委託期間の延長が必要と判断した場合には、委託期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 契約書第22条の規定に基づき、委託者の請求により委託期間を短縮した場合、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-1-26 一時中止

契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部または一部の履行について一時中止させるものとする。

- (1) 第三者の土地への立入り承諾が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、測量業務の続行が不相当または不可能となった場合
- (4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人並びに業務担当員の安全確保のため、必要があると認

めた場合

- (6) 前号に掲げるほか、受託者が契約図書に違反し、または業務担当員の指示に従わない等、業務担当員が必要と認めた場合

この場合において、受託者は測量業務の現場の保全について、業務担当員の指示に従わなければならない。

1-1-27 委託者の賠償責任

委託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、および契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべきものとされた場合
(2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-1-28 受託者の賠償責任

受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、および契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合
(2) 契約書第 39 条に規定する契約不適合責任に係る損害
(3) 受託者の責により損害が生じた場合

1-1-29 部分使用

1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき、受託者に対して成果品の部分または一部の使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
(2) その他特に必要と認められた場合

2 受託者は、部分使用に同意した場合、部分使用承諾書を委託者に提出するものとする。

1-1-30 再委託

1 契約書第 6 条第 1 項に規定する「主な部分」とは、測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

2 受託者は、第 3 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。

3 契約書第 6 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計をいい、受託者は、この部分の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としない。

4 受託者は、測量業務の一部を再委託する場合は、再委託承諾願を業務担当員を経由し、委託者に提出しなければならない。

5 受託者は測量業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。なお、個人情報適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講じなければならない。

6 協力者は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でない者、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団または暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でない者または暴力団関係事業者等であること等の理由により、

北海道が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。

1-1-31 成果品の使用等

- 1 受託者は、当該業務により作成する成果品及びその他資料において、第三者の有する著作権等を侵害してはならない。
- 2 受託者は、契約書第5条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て、単独または他の者と共同で成果品を発表することができる。
- 3 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

1-1-32 守秘義務

- 1 受託者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を1-1-13 測量業務計画書に示す測量業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去または破棄を確実にすること。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、またはその恐れがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

1-1-33 現場管理と安全の確保

- 1 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受託者は、測量関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
 - (1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達 令和4年2月）、「土木工事等施工技術安全指針」（農林水産省 平成22年3月）を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受託者は、測量業務現場に別途業務または工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受託者は、測量業務に当たり、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 3 受託者は、必要に応じて所轄警察署、労働基準監督署、道路管理者、河川管理者、鉄道管理者等

の関係機関及び関係者と緊密な連絡を取り、測量業務中の安全を確保しなければならない。

- 4 受託者は、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る測量業務において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。
 - (2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格証明書の写しを測量業務計画書に含めて業務担当員に提出しなければならない。
 - (3) 公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る測量業務において、やむを得ない理由により検定合格警備員を配置できない場合は、その理由書を業務担当員に提出し、協議しなければならない。
- 5 受託者は、測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 6 受託者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 7 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受託者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通告示第496号 令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 測量業務に伴い伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受託者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受託者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 8 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 9 受託者は、測量業務の実施に当たって、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時には、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 10 受託者は、測量業務中に事故等が発生した場合は、直ちに事故の発生日時、事故の発生場所、被害者の住所氏名、被害者の雇用主、事故の内容、資格者に対する措置を業務担当員へ報告するとともに、業務担当員が指示する報告書や関係書類等を速やかに業務担当員に提出し、業務担当員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

1-1-34 履行報告

受託者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式（様式1-1）に基づき作成し、業務担当員に提出するものとする。

1-1-35 使用単位

受託者は、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところにより、使用する単位は国際単位系

(S I) とする。

1-1-36 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

1 受託者は、暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 受託者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を業務担当員に報告しなければならない。

3 前記第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、業務担当員と協議するものとする。

1-1-37 個人情報の取扱い

1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3 受託者は、委託者の指示または承諾があるときを除き、当該業務目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

4 受託者は、委託者から提供された個人情報が記録された資料を複写または複製する場合は必要最小限度としなければならない。

5 受託者は、委託者の指示または承諾があるときを除き、個人情報については自ら取扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

6 受託者は、当該業務のために住民票等の資料が必要な場合、原則、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）により、個人番号（以下「マイナンバー」という。）を取得することは制限されているため、マイナンバーが記載されていない書類を取得しなければならない。ただし、マイナンバーが記載されていない書類を取得できない場合においては、書類の取得後、マイナンバーが記載された部分にマスキング等を施し、その部分が読み取れないようにしなければならない。

7 受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。

また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8 受託者は、委託者からの貸与、若しくは受注者が収集または作成した個人情報が記録された資料等を、当該業務の完了後または解除後速やかに委託者に返却し、または引き渡さなければならない。

ただし、委託者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

10 受託者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定め、1-1-13で示す測量業務計画書に記載するものとする。

11 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該業務により知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-1-38 行政情報流出防止対策の強化

1 受託者は、当該業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり1-1-13で示す測量業務計画書に流出防止策を記載しなければならない。

2 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) 行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

(2) 受託者は、委託者の許可なく本業務の履行に関して取扱う行政情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。

(3) 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(4) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(5) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(6) 受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後、または本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。

本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(7) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1-1-13で示す測量業務計画書に記載するものとする。

(8) 受託者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(9) 受託者は、本業務の履行において、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

(ア) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

(イ) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

(ウ) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

(エ) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

(オ) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(10) 受託者は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について、何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。

(11) この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(12) 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1-1-39 病虫害の感染予防対策

受託者は、設計図書で病虫害の土壌感染を防止するよう明示された業務については、次の各号によらなければならない。

- 1 本業務で現場（ほ場）に入場する測量関係者の靴等については、シューズカバーやほ場専用長靴の使用または現場（ほ場）から退場する毎に洗浄を行うこと。
- 2 ほ場への三脚等の機器搬入にあたっては、十分に洗浄を行い搬入すること。
- 3 ほ場間を移動するにあたり、ほ場から退場するときは、そのほ場内で靴、三脚等を洗浄し、次のほ場への伝播を防止すること。
- 4 洗い場についてはほ場へ出入りする取付道路付近を基本とし、洗浄をする際には流末排水の確保や隣接ほ場への影響を充分勘案し洗浄すること。
- 5 各工程の洗浄の有無は、特記仕様書によるものとするが、それ以外であっても表土に接触した三脚等については受託者の責任で洗浄すること。

1-1-40 蹄疫等侵入防止対策

受託者は、設計図書で口蹄疫等侵入防止対策のため消毒を行うものとする明示された業務については、次の各号によらなければならない。

- 1 本業務で消毒が必要とされる敷地へ立ち入る場合は、噴霧器等により車輛（ライトバン）、人員の靴、三脚等の消毒を行うものとする。なお、消毒計画（消毒薬の種類、消毒回数、消毒方法等）は、受託者が作成し、業務担当員と協議を行うこと。
- 2 当初見込んでいなかった農家から消毒を求められた場合は、業務担当員と十分に協議を行うこと。
- 3 消毒薬による消毒状況の写真（薬品、希釈状況等を含む。）を撮影するものとし、業務完了時に業務担当員に提出すること。
- 4 工程毎の洗浄及び消毒については、特記仕様書によるものとする。それ以外であっても、洗浄・消毒が必要な場合は受託者の責任で洗浄すること。
- 5 消毒の方法

具体的な消毒方法については北海道ホームページに掲載している「口蹄疫に関する情報」を参照すること。（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueiei/fmd2.html>）

6 留意事項

- (1) 農場内へ車両を乗り入れる場合は、十分離れた位置で車両及び靴の消毒をして入ること。
- (2) 施設付近に踏み込み消毒層の設置が有る場合は必ず利用すること。
- (3) 農場内では、必要最小限の行動に止め、許可なしに施設内に入らないこと。
- (4) ほ場内に入る時は、消毒方法等について事前に受益者の承諾を得ること。

1-1-41 特定外来生物（植物）について

1 受託者は、業務区域に生育している特定外来生物（植物）をきたままの状態での飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、その内容について、業務担当員へ報告するものとする。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。

出典： 「特定外来生物 同定マニュアル」（環境省）

(<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu.pdf>)

北海道内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の4種である。

種名： オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ

(令和3年4月時点)

2 前記第1項に該当し、特定外来生物（植物）が確認された場合は、業務計画書に防除計画書を添付のうえ、業務担当員に提出すること。記載内容は次によるものとする。

(1) 平面図

図面に生育範囲、すき取り範囲、集積箇所等を記載する。

(2) 写真

生育状況

(3) 防除方法

すき取り方法、運搬方法、仮置場の管理方法、処分方法等を記載する。

(4) 地域住民への周知

看板（様式1-10）の記載内容と設置位置等を記載する。

(5) 特定外来生物防除従事者

防除作業にあたっては、防除従事者証（様式1-12）を携帯し、防除従事者以外の作業員には作業させない旨を記載する。

(6) 運搬経路図

発生場所から搬出先までの経路を記載する。

3 特定外来生物（植物）の防除にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を遵守し次のとおり行うものとする。

(1) 対象となる範囲

ア 生きている特定外来生物（植物）の個体及び種子、根の器官を運搬すること。

イ 上記を含む土砂を運搬すること。

(2) 地域住民への周知

「防除」の実施にあたっては、地域住民等へ周知するため、事前に看板（様式1-10）を設置すること。

(3) 特定外来生物防除従事者証

ア 受注者は、特定外来生物（植物）の防除を行う場合、作業に着手する前に従事者証の交付（様式1-11）を受けること。

イ 防除作業に従事する者は、発注者から従事者証の交付（様式1-11）を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。

ウ 防除作業が完了したときは、速やかに従事者証（様式 1-12）を発注者に返還すること。

4 防除作業については、業務担当員と十分協議し指示によること。なお、設計変更が生じる場合は別途協議するものとする。

(1) 除草・集草時

ア 刈草が周辺に飛散しないよう注意して行うこと。

イ 集草時は、特定外来生物（植物）と通常の植物を区分して取扱うこと。

ウ 現場内外において仮置きする場合には、「育つことが出来ない」状態とすることとし、周囲へのシート等により飛散防止措置を講じること。

(2) 搬出時

生きている個体、種子、根の気管を搬出する場合は、搬出先に、特定外来生物（植物）を含むすき取り物及び刈草等であることを通知し、適切な処分が可能なか確認すること。また、特定外来生物（植物）を含む廃棄物の適切な処分が可能な処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、シート等により飛散防止措置を講じるものとし、処理方法については、設計図書によること。

1-1-42 ワンデーレスポンス

1 ワンデーレスポンスは、受託者が業務履行中において発生する諸問題に対し、業務担当員等が迅速な対応を実現し、適切な業務工程管理に資することを目的とする。

ワンデーレスポンスは、以下の事例を参考に実施するものとする。

- ① 業務工程に影響をするもの。
- ② 関係機関との打合せ等に影響するもの。
- ③ 構造設計等で緊急に判断を有するもの。
- ④ その他緊急を有するもの。

2 受託者は、業務履行中に発生する諸問題に対し、業務担当員へ質問、指示依頼を行う場合は、依頼内容を打合簿または電子メール等に記載するとともに、回答に必要な資料等を添付し、回答期限を記載し、業務担当員と協議すること。

また、打合簿または電子メール等に「ワンデーレスポンス対応」と記載すること。

3 受託者からの、質問、指示依頼を受けた業務担当員は、受託者から受けた報告内容や依頼された対応時期を検討したうえで、対応日を決定し連絡する。

なお、対応日は「依頼日」または「適切な期限まで」の対応を基本とする。

4 委託者は、「依頼日」または「適切な期限まで」の回答が困難な場合は、受託者に確認のうえ対応日を予告連絡するなど、適切な業務工程管理が可能となるよう対応する。予告した対応日を超過する場合は、速やかに受託者に新たな対応日を連絡すること。

1-1-43 労働環境改善の取組

1 委託者・受託者双方の労働環境改善に向けて、委託者は災害対応などの非常時等を除き以下の取組を行っているので、受託者も賛同されたい。

- (1) 翌月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない。
- (2) 昼休み時間や 17 時以降の打合せを行わない。

1-1-44 法定外の労災保険の付保

- 1 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。
- 2 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 3 受託者は、契約委託期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。
- 4 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 5 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、委託期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 6 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

別表-1 様式一覧表

様式一覧表

様式 No.	名 称	備 考	頁
様式1-1	委託業務月報		
様式1-2	打合簿		
様式1-3	測量業務計画書		
様式1-3-1	作業実施計画表		
様式1-3-2	主要機器		
様式1-3-3	作業の方法		
様式1-3-4	作業編成		
様式1-3-5	作業員名簿		
様式1-4	立会願書		
様式1-5	段階確認願		
様式1-6	借用書（返納書）		
様式1-7	土地立入通知書		
様式1-8	1. 身分証明書交付願 2. 身分証明書		
様式1-9	函面タイトルブロック		
様式1-10	「特定外来生物の防除」の看板		
様式1-11	特定外来生物防除従事者証交付願		
様式1-12	特定外来生物防除従事者証		

様式1-1 委託業務月報

委 託 業 務 月 報

業 務 名						
受託者名			進 捗 率	先月まで	%	出来高概要
管理技術者				本 月 末	%	
主任担当員				計	%	
担 当 員						
月 日	曜 日	天 候	予 定	実 績		備 考
			業務、作業内容	予定どおり	変更実施内容	

(注) 変更実施内容が、内業である場合、天候欄の記入は不要とする。

様式 1-2 打合簿

打 合 簿

年 月 日

(業務担当員)
主任担当員
担 当 員

(受託者)
管理技術者

業務名

発 議 者		<input type="checkbox"/> 委託者 <input type="checkbox"/> 受託者
発議事項		<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()
件 名		内 容
処 理 ・ 回 答	委 託 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】 処理・回答日： 年 月 日 【最終】 処理・回答日： 年 月 日
	受 託 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】 処理・回答日： 年 月 日 【最終】 処理・回答日： 年 月 日

備考 打合せ毎に別葉とする。

※情報共有システムを使用しない場合は、適宜決裁欄を作成すること。

様式 1－3 測量業務計画書

年 月 日

(業務担当員氏名)

様

受託者 住 所
氏 名

測量業務計画書の提出について

標記について、次のとおり測量業務計画書を立案しましたので提出します

1. 業 務 名
2. 管理技術者氏名
3. 測量業務概要
業務目的
業務箇所
内 容
工 期
4. 実施方針
5. 工程表
別紙様式 1－3－1 (作業実施計画表)
6. 使用する主要機器
別紙様式 1－3－2 (主要機器)
7. 業務組織計画
別紙様式 1－3－3 (作業の方法)
別紙様式 1－3－4 (作業編成)
別紙様式 1－3－5 (作業員名簿)
8. 打合せ計画
第1回 年 月 日
第2回 年 月 日
第3回 年 月 日
9. 成果品の内容、部数
10. 使用する主な図書及び基準
11. 連絡体制 (緊急時を含む)
12. 社内検査計画
13. その他必要事項

様式 1 - 3 - 1 作業実施計画表

作 業 実 施 計 画 表

工程 作業別	工程				備 考
	月	月	月	月	

第1章 総 則

様式 1-3-2 主要機器

主 要 機 器

作 業 別	機器の名称（仕様）番号			数 量	備 考

様式 1-3-3 作業の方法

作 業 の 方 法

作 業 別	作 業 の 方 法 等

様式 1-3-4 作業編成

作 業 編 成

作 業 別	管理技術者及び 作業責任者	測量士または測量士補登録番号 及 び 登 録 年 月 日	測 量 の 経 験	年 齢	作 業 員 数
(管理技術者)					

様式 1-3-5 作業員名簿

作 業 員 名 簿

作業別	氏 名	年齢	測量士(補)登録番号	作業別	氏 名	年齢	測量士(補)登録番号
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.
			No.				No.

様式 1－3 測量業務計画書記載例

令和 年 月 日

(業務担当員氏名)

〇〇 〇〇 様

受託者住所 〇〇市〇〇条〇〇丁目〇番地
氏 名 〇〇〇〇測量株式会社
代表者〇〇〇〇

測量業務計画書の提出について

標記について、次のとおり測量業務計画書を立案しましたので提出いたします。

1. 業 務 名 道道〇〇〇〇線 路線測量
2. 管理技術者氏名 〇〇〇〇
3. 測量業務概要 業務目的 道道〇〇〇〇線〇〇工事に伴う路線測量調査
調査箇所 〇〇市〇〇町字〇〇
内 容 L=1000m
工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 実 施 方 針 平成〇年度に〇〇〇〇〇〇が実施した3級基準点を与点とし、業務担当員の承諾を得た配点計画に基づき、トータルステーションにより地上測量による作業を実施する。また、配点に当たっては、後続作業を考慮し、なるべく将来とも基準点が残るように配点する。具体的作業に当たっては、北海道公共測量作業規程及び測量調査設計業務等共通仕様書に基づきかつ業務担当員と打合せを行いながら測量業務を行う。
5. 工 程 表 別紙
6. 使用する主要機器 別紙
7. 業務組織計画 別紙
8. 打 合 せ 計 画
第1回 令和 〇年 〇月 〇日 (予定)
第2回 令和 〇年 〇月 〇日 (予定)
第3回 令和 〇年 〇月 〇日 (予定)
9. 成果品の内容、部数 (別紙)
10. 使用する主な図書及び基準 (別紙)
11. 連絡体制 (緊急時を含む) (別紙)
12. 社内検査計画
13. その他必要事項 (別紙)

様式 1-3-1 作業実施計画表記載例

作 業 実 施 計 画 表

工 程 作業別	工 程				備 考
	9 月	10 月	11 月	12 月	
標 点 定 設 置	5 12				
対 空 標 識 設 置 (刺 針)	8 12				
撮 影	13 30				
現 地 調 査		1 9			
空 中 三 角 測 量		1 5			
図 化		6 19			
地 形 補 足 測 量		20 23			
編 集		22 30			
現 地 補 測		31	8		
原 図 作 成			6 28		
成 果 検 定			29	10	12 月 21 日 納 品

様式 1-3-2 主要機器記載例

主 要 機 器

作 業 別	機器の名称 (仕様) 番号	数 量	備 考
標 定 点 設 置	ウイルド T 2 (No.10125、10126)	2 台	
	パッカード (00378、00379)	2 台	
	自動レベル (測機舎 B 2 No.21405)	1 台	
対 空 標 識 設 置	T S 等一式	2 組	
撮 影	エアロ コマンダー (880F J A5881)	1 機	
	カメラ RC-8 (No.1303、f =151.70、23×23)	1 台	
現 地 調 査	T S 等一式	4 組	
空 中 三 角 測 量	点刻器 PUGI	1 台	
	ステコメーター No.11757	1 台	
	電算機 MELCOM910-30 F	1 台	
図 化	ステレオ プロッター A 8 No.4453、2068	2 台	
地 形 補 足 測 量	自動レベル (測機舎 B 2 No.21405) T S 等一式	1 組	
現 地 補 測	T S 等一式	2 組	

様式 1-3-3 作業の方法記載例

作 業 の 方 法

作 業 別	作業の方法等
標 定 点 設 置	2級トランシット・光波測距儀を使用する多角測量方法で行う。計算は電子計算機を使用
対 空 標 識 設 置	標定点・既設基準点に化学合成板の標識を設置する。
撮 影	縮尺 1/6,000 カメラ RC8
現 地 調 査	1/1,000 引伸し空中写真を使用
簡 易 水 準 測 量	3級レベルを使用
空 中 三 角 測 量	点刻器・ステレオコンパレーターを使用
図 化	ステレオプロッターA8メトログラフを使用
地 形 補 足 測 量	標高点及び等高線の補足測量
編 集	図化素図を記号化し、編集素図を作成
現 地 補 測	重要な事項の表現の確認及び補足測量
原 図 作 成	ポリエステルフィルム (500 番) にトレースする。
社 内 検 査	各工程ごとに実施し、精度管理表を作成
成 果 の 検 定	地形図・空中写真の検定を受ける。

様式 1-3-4 作業編成記載例

作 業 編 成

作 業 別	管理技術者及び 作業責任者	測量士または測量士補登録番号 及び登録年月日	測 量 の 経 験	年 齢	作 業 員 数
(管理技術者)	〇〇 〇〇	No.21331 (S. 26. 10. 18)	33年	55歳	
標 定 点 設 置	〇〇 〇〇	No.35770 (S. 32. 12. 2)	26	48	4
対 空 標 識 設 置 (刺 針)	〇〇 〇〇	No.35770 (S. 32. 12. 2)	26	48	2
撮 影	〇〇 〇〇	No.42544 (S. 38. 5. 26)	22	44	3
現 地 調 査	〇〇 〇〇	No.47-3540 (S. 47. 8. 10)	16	34	4
空 中 三 角 測 量	〇〇 〇〇	No.46-1220 (S. 46. 10. 24)	14	36	2
図 化	〇〇 〇〇	No.46-1220 (S. 46. 10. 24)	14	36	4
地 形 補 足 測 量	〇〇 〇〇	No.37-1150 (S. 47. 9. 15)	15	35	2
編 集	〇〇 〇〇	No.47-354 (S. 47. 8. 10)	13	34	4
現 地 補 測	〇〇 〇〇	No.47-354 (S. 47. 8. 10)	13	34	2
原 図 作 成	〇〇 〇〇	No.37-1451 (S. 47. 12. 10)	12	33	2

様式 1-3-5 作業員名簿記載例

作 業 員 名 簿

作業別	氏 名	年齢	測量士(補)登録番号	作業別	氏 名	年齢	測量士(補)登録番号
標 定 点 設 置	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	編 集	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
対 空 標 識 設 置	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	現 地 補 測	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
撮 影	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇	原 図 作 成	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇		〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
現 地 調 査	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
空 中 三 角 測 量	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
図 化	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
地 形 補 足 測 量	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				
	〇〇 〇〇	〇〇	No. 〇〇〇〇〇				

様式 1－4 立会願書

立 会 願 書

年 月 日

(業務担当員)

様

(受託者名)
管理技術者名

下記項目について、立会いをお願いします。

業 務 名			
項 目	内 容		
希 望 日 時	年	月	日 時

年 月 日

上記の立会いについて、以下のとおり実施します。

業務担当員 主任担当員
担 当 員

実施日時	年 月 日 時から	実施者名	
------	-----------	------	--

(主旨)

本様式は、設計図書において受託者が業務担当員の立会いの必要がある場合に、業務担当員に提出するものである。

- 注) 1 本様式は管理技術者が保管することとし、業務担当員はその写しを受け取ること。
- 2 立会いの内容については、打合簿にて明らかにすること。

様式 1－5 段階確認願

段 階 確 認 願 (第 回)

年 月 日

(業務担当員)

様

(受託者名)
管理技術者

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

業務名					実施希望日	年 月 日
業 務	細 目 等	内 容	区域・測点等	呼称	数量等	備 考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

年 月 日

業務担当員 主任担当員
担 当 員

実施日時	年 月 日 時から	実施者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 作業現場、 <input type="checkbox"/> 出張所等、 <input type="checkbox"/> その他（実施場所）		
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上、 <input type="checkbox"/> 書面確認		
必要書類			
特記事項			

(主旨)

本様式は、受託者が段階確認を受ける必要がある場合に、業務担当員に提出するものである。

- 注) 1 該当する□内にレ点を記入すること。
2 本様式は管理技術者が保管することとし、業務担当員はその写しを受け取ること。
3 段階確認の結果及び指示事項については、打合簿にて明らかにすること。

様式 1－6 借用書（返納書）

年 月 日

（業務担当員氏名）

様

受託者住所

氏 名

借 用 書
返 納

借用
資料を下記のとおり 返納 します。

記

品 名	単位	数量	借用期間	借用責任者	備 考

注) 本表の提出部数は1部とする。

様式1-7 土地立入通知書

記入例
(記号)第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様
(土地の所有者等)

北海道 〇〇〇〇長 〇〇 〇〇
(支出負担行為担当者等)

土地の立入についてのお知らせ

この度、北海道が施行する農業農村整備事業の〇〇工事のために必要な調査・測量を次の期間で行いますのでお知らせいたします。

つきましては、この工事のための調査・測量にご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、調査・測量に伴い、次の根拠法令に基づいて、あなたが占有されている土地に担当者を立ち入らせていただきたく、重ねてご協力をお願い申し上げます。

なお、この通知に関しまして、ご不審な点やご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

記

- | | | | |
|-----------|-----------------|----|--------|
| 1 立入の目的 | 事業 | 地区 | 工事のための |
| | 土地の調査及び〇〇測量のため | | |
| 2 土地の所在地 | (地番まで記入) | | |
| 3 立入の期間 | 年 | 月 | 日 から |
| | 年 | 月 | 日 まで |
| 4 立入の根拠法令 | 測量法第15条 | | |
| 5 立入者 | (住所) | | |
| | (会社名) | | |
| | (担当者の職・氏名) | | |
| | (電話番号) | | |
| 6 連絡先 | (業務担当員の所属・職・氏名) | | |
| | (住所) | | |
| | (電話番号) | | |

(〇〇部〇〇課〇〇係)

- 注) 1 土地の所有者等に通知する場合は、占有を所有等に適宜変更し作成すること。
2 立入の目的については、詳細に記載し土地の権利者に説明すること。
3 立入の期間については、完了検査等を考慮し設定すること。
4 用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。

様式 1－8 身分証明書等

1. 身分証明書交付願

身 分 証 明 書 交 付 願

年 月 日

(支出負担行為担当者)

様

受託者住所

氏 名

業務番号

業 務 名

上記業務の実施に当たり、土地への立入りのため、測量法第39条で準用する第15条第3項の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。

記

氏 名	生年月日	所 属		作業名称	作業期間	備 考
		会社名	住 所			
	. .	(株)		基準点測量	. . ~ . .	

- 注) 1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。
- 2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。
- 3 顔写真の提出については、別途協議による。

第1章 総 則

2. 身分証明書

(表)

<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>第 号</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>所 属 機 関 名</p> <p>所属機関所在地</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;"> 写 真 </div>	<p>左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、 国土地理院の長の命令に基づいて土地に立ち 測量計画機関の委任 入ることができる者であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">発行機関 印</p>
--	---

(裏)

<p>測量法（昭和24年法律第188号）抜粋</p> <p>第15条 国土地理院の長またはその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有または私有の土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地または垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。</p> <p>3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第39条第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">有 効 期 間</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 20%;">自年月日 至年月日</td> </tr> <tr> <td>作 業 地 域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業の 名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行機 関の印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	作 業 地 域				作業の 名 称				発行機 関の印			
有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日														
作 業 地 域																	
作業の 名 称																	
発行機 関の印																	

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと

様式 1-9 図面タイトルブロック

工 事 名				10	60
図 面 名				10	
作成年月日				10	
縮 尺		図 面 番 号	/	10	
会 社 名				10	
事業(務)所名				10	
					(単位 : mm)

(注) 位置は図面の右下とする

様式 1-10 「特定外来生物の防除」の看板（記載例）

※看板の規格

- ・看板は白地とし、文字は黒色とする。
- ・記載内容は下記を標準とする。

お 知 ら せ

〇〇〇〇 業務は、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律第 18 条第 1 項に基づき、北海道による防除を実施しています。

業 務 名 :

業務期間 :

受 託 者 :

責 任 者 :

発 注 者 : 〇〇（総合）振興局産業振興部〇〇課
△△耕地出張所
電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

対象特定外来生物 :

連 絡 先 : □□□□コンサルタント
電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

様式 1-11 特定外来生物防除従事者証交付願

特定外来生物防除従事者証交付願

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

受託者 住所
氏名

業務番号
業 務 名

上記業務の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。
なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。

記

- 1 防除作業期間 年 月 日 から 年 月 日
2 特定外来生物の名称

No.	従事者氏名	所 属		備 考
		会社名	住 所	

- ※1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。
- ※2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。
- ※3 顔写真の提出については、別途協議による。
- ※4 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。

様式 1-12 特定外来生物防除従事者証

(表面)

第 号	特定外来生物防除従事者証			
住 所				
会社名				
氏 名				
上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項に基づく防除従事者であることを証明します。				
業 務 名				
作業地域				
有効期限	自	年	月	日
	至	年	月	日
交付日		年	月	日
交付者	印			
特定外来生物の名称				

(写 真)

(裏面)

1	この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。
2	この従事者証はその目的以外に使用してはならない。
3	所属を離れた場合において本証が無効になったときには、直ちに届け出ること。
4	この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。
5	防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。
6	根拠確認書 令和3年4月1日付け環北地野許第21040193号

別表－2 土地の立入関係法令一覧表

土地の立入り関係法令一覧表

法令名	条	条文見出し	備考
測量法	15 18 39 63	土地の立入及び通知 土地等の一時使用 基本測量に関する規定の準用 罰 則	測量業務共通仕様書 第1章 様式1-8
測量法施行規則	1-2	土地の立入りの身分証明書の様式	
土地収用法	11 12 13 15 143	事業の準備のための立入権 立入の通知 立入の受忍 証票等の携帯 罰 則	用地調査業務共通仕様書 第1章様式1-4
土地収用法施行規則	1	証票及び許可証の様式	
国土調査法	24 34 37	立 入 測量法との関係 罰 則	
道路法	66 67 101	他人の土地の立入または一時使用 立入又は一時使用の受忍 罰 則	
道路法施行規則	5	証票の様式	
河川法	89 103	調査、工事等のための立入り等 罰 則	
河川法施行規則	35	証明書の様式	
海岸法	18 42	土地の立入及び一時使用並びに損失補償 罰 則	
海岸法施行規則	6	証明書の様式	
地すべり等防止法	6 16 53	調査のための立入り 土地の立入等 罰 則	
地すべり等防止法施行規則	2 3	証明書の様式 損失の補償の裁決申請書の様式	
都市計画法	25 26 27 92	調査のための立入等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 罰 則	
土地区画整理法	72 73 139	測量及び調査のための土地の立入等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰 則	

(白紙)

第2章 路線測量

第2章 路線測量

目 次

2-1	通 則	47
2-1-1	調査の目的	47
2-1-2	基準点測量	47
2-2	路線測量	47
2-2-1	踏査・選点	47
2-2-2	資料調査	47
2-2-3	土壌汚染の調査	47
2-2-4	線形決定	47
2-2-5	I P 設置測量	48
2-2-6	中心線測量	48
2-2-7	仮BM設置測量	48
2-2-8	縦断測量	48
2-2-9	横断測量	48
2-2-10	現地測量	48
2-2-11	用地幅杭設置・用地幅杭点間測量	49
2-2-12	細部調査	49
2-2-13	土質調査	49
2-2-14	調査図の作成	49
2-2-15	提出すべき成果	50
2-2-16	路線測量材料	50
2-2-17	路線測量の点検測量率	50
2-2-18	提出すべき成果品	51

2-1 通 則

2-1-1 調査の目的

作業規程第5編応用測量第2章路線測量の第1節（要旨）によるが、計画調査（構想設計、基本設計）により道路及び水路等の中心線が確定したもの、または現場拡幅等の内、比較的容易な条件から計画調査を必要としない箇所について工事が実施できる程度の精密な測量を行うことを目的とする。

2-1-2 基準点測量

作業規程第2編第2章基準点測量に準ずるものとする。

2-2 路線測量

2-2-1 踏査・選点

- 1 計画調査資料に基づき現地確認を行い、業務担当員と打合せを行うものとする。
- 2 調査区域内における埋蔵文化財保護地等については、計画調査資料により現地確認を行い、道路の線形から支障となる場合は、業務担当員と協議をするものとする。
- 3 伐開は、事前に関係者の同意を得て後続作業に支障のない程度とする。

2-2-2 資料調査

1 資料図の調査

共通仕様書第5章用地予備調査 5-3 資料調査 5-3-1 資料図の調査による。

2 地図の転写

共通仕様書第5章用地予備調査 5-3 資料調査 5-3-2 地図の転写による。

3 地積測量図等の転写

共通仕様書第5章用地予備調査 5-3 資料調査 5-3-3 地積測量図等の転写による。

4 土地の登記記録の調査

共通仕様書第5章用地予備調査 5-3 資料調査 5-3-4 土地の登記記録の調査による。

5 転写連続図の作成

共通仕様書第5章用地予備調査 5-3 資料調査 5-3-5 転写連続図の作成による。

6 土地所有者等の確認

共通仕様書第5章用地予備調査 5-3 資料調査 5-3-6 土地所有者等の確認による。

7 財務省所管国有財産の確認

共通仕様書第5章用地予備調査 5-3 資料調査 5-3-7 財務省所管国有財産の確認による。

2-2-3 土壤汚染の調査

共通仕様書 第4編 第2章 2-3 土地利用履歴等調査による。

2-2-4 線形決定

- 1 作業規程第5編第2章路線測量第3節線形決定による。
- 2 線形の決定に当たっては、計画図面、地形、支障物、景観、及び2-2-2資料調査 と2-2-3土壤汚染の調査 の結果から施設予定用地及び隣接の境界並びに土地所有者・権利者等の意向や条件を反映させるとともに、承諾を得た後に業務担当員と協議のうえ、線形を決定するものとする。

2-2-5 IP設置測量

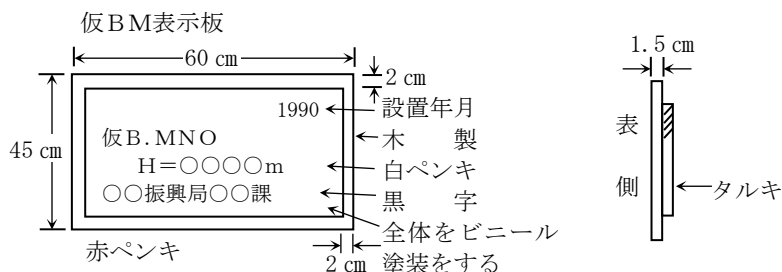
1 作業規定第5編第2章路線測量第3節線形決定IPの設置に準じるものとする。

2-2-6 中心線測量

1 作業規定第5編第2章路線測量第4節中心線測量に準じるものとする。

2-2-7 仮BM設置測量

- 1 作業規定第5編第2章路線測量第5節仮BM設置測量による。
- 2 重要構造物等の設置箇所には特に仮BMを設ける。
- 3 仮BM設置箇所には仮BM表示板を設置する。
- 4 仮BMは堅固な不動物件または9×9×75 cmの木またはプラスチックを使用し、標点には丸鋸等を打込むものとする。
- 5 重要構造物の設置箇所には特に仮BMを設け、路線の仮BMとともにその標高と1連番号を記入した見出標識（木板1.5×60×45 cm）を設置するものとする。



2-2-8 縦断測量

1 作業規程第5編第2章路線測量第6節縦断測量による。

2-2-9 横断測量

- 1 作業規程第5編第2章路線測量第7節横断測量による。
- 2 測量幅は、全幅50m（中心線より左右25m）程度を標準とするが、切盛土大と想定される箇所や構造物箇所及び建物等が隣接している箇所については、さらに余裕を見込んで測定するほか業務担当員と協議するものとする。

2-2-10 現地測量

- 1 作業規程第3編第2章現地測量によるほか、作業規程第5編第2章路線測量第8節詳細測量による。
- 2 平面測量幅は中心線より、各両側50mを標準として、地形、地物を明確に調査し、地図情報レベル1,000以下の平面図をつくるための測量を行うものとする。
※詳細測量は特記による。
- 3 測量は、次の事項について潰地に隣接する土地の広狭を考慮して、位置・形状等を漏れなく測定しなければならない。

- (1) 地形及び現況地目等の土地利用状況並びに占有界
- (2) 道路、用排水路、ため池、井戸または水源地及び河川等
- (3) 鉄道路線、電線路、水道等の地下埋設物
- (4) 家屋、車庫、倉庫等の建築物及び橋梁等の既存構造物
- (5) 立木、庭木等の樹木及び垣、棚等
- (6) 牧柵、ビニールハウス、畦畔、暗渠、水閘等の農業用施設

2-2-11 用地幅杭設置・用地幅杭点間測量

- 1 設計図書に定められている場合、用地幅杭設置及び用地幅杭点間測量を行うものとする。
- 2 作業方法等は作業規程第5編第2章路線測量第9節用地幅杭設置測量による。

2-2-12 細部調査

欠 番

2-2-13 土質調査

- 1 土質調査は路線の適否を土質工学の面より検討し、合理的な計画をたてるため、計画中心線に沿って、土質を調査するものである。
- 2 調査は特記仕様書によるものとする。

2-2-14 調査図の作成

1 平面図

- (1) 平面図の図式は、特に指示したもののほか、作業規定付録7公共測量標準図式によるものとし、地形の表現は1m等高線をもって表わすものとする。
- (2) 記載事項の主なるものは次のとおりとする。
 - (a) 起終点の市町村名及び字名
 - (b) 中心線及び起、終点と100mごとの測点
 - (c) 曲線部は、I P No のほか、作業規定第5編第2章路線測量第3節線形決定第351条による曲線緒元を各I P 付近または曲線表に記入する。
 - (d) トンネル、橋りょう、溝渠、その他主要な構造物の名称延長、幅員。
 - (e) 高压線、電灯、電話線等の電柱、鉄塔とその番号、方位。
 - (f) 土地の境界、敷地の境界線、地番、所有者名。
 - (g) 支障家屋の用途種別（住、倉、商業等）構造物の表示。
- (3) その他、参考資料調査
とくに指示したもののほか、概ね次の事項について表すものとする。
 - (a) 地表面状況（土崩れ、地すべり等）
 - (b) 既設路盤材（現道と重なる部分）
 - (c) その他、計画上参考となる資料の調査

2 縦断面図

- (1) 現況の鉄道、軌道、道路との交点位置と名称（鉛筆）
- (2) トンネル、橋梁、その他主要構造物の位置、延長、巾員、桁下高、根入れ等。

3 横断面図

- (1) 道路敷地などがある場合は、横断面図に道路敷地界などを図示するものとする。

4 図面の記入方法

作業規程によるほか、次の記入方法によること。

(1) 平面図の記入方法

- (a) 作業規程によるほか、家屋については以下に分類すること。

分 類

商 店	Ⓒ	工 場	Ⓓ	農 家	Ⓔ	公共建築物	Ⓕ
一般の住宅	Ⓖ	公社事務所	Ⓖ	倉 庫	Ⓖ	物置、納屋	Ⓖ

(b) 平面図の起点は図に向かって左側に、終点を右側に置く（縦断面図も同じ。）

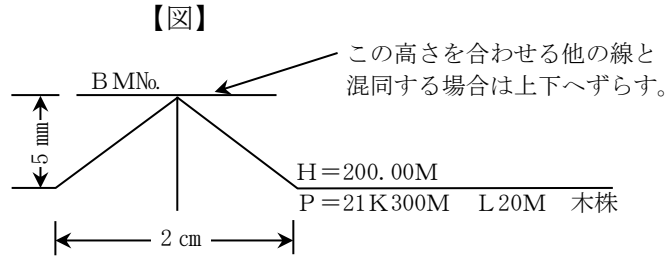
(c) 平面図には方位、BM（仮BM含む）、曲線表を記入する。

(2) 縦断面図の記入方法

(a) 工事の起終点外についても、縦断曲線長影響区間の高さを地盤高欄に記入する。

(b) 横断構造物の名称、測点、径を旗揚げ表示する。

(c) BMの表示（仮BM含む）



(d) 測点は原則として 20m 毎とし、プラス杭は小数以下 1 位を単位とする。

(3) 横断図の記入方法

横断面図は下または左下を起点とすること。

2-2-15 提出すべき成果

- 1 提出成果品一覧表によるほか、平面測量については、作業規程第3編第2章現地測量第9節成果等の整理により成果を提出するものとする。
- 2 縦平面図・横断面図及び構造物調査図のコピーを各1部提出するものとし、平面図には調査起終点、主要点、既設構造物個所等の現地写真を添付し、センターを赤で記入する。
- 3 精度管理表については、作業規程の標準様式による。

2-2-16 路線測量材料

共通仕様書の第1編測量業務共通仕様書「付表-2 測量標」による。

2-2-17 路線測量の点検測量率

作業規程第1編によるほか、下表による。

測量種別	点検測量率
I P 設置測量	作業規程基準点測量に準じる
仮BM設置測量	作業規程水準測量に準じる
深淺測量	5 %
用地幅杭設置測量	5 %

2-2-18 提出すべき成果品

次表を標準とする

提出成果品一覧表

種別	縮尺	用紙	トレス原図	コピー	部数	摘要
観測手簿					1式	仮BM、縦断、横断詳細
計算簿					1式	線形決定、IP設置、中心線、仮BM、縦断
成果表					1式	仮BM、縦断
精度管理表					1式	IP設置、中心線、仮BM、縦断、横断、平面
縦平面図	縦 1/100 横 1/1,000	(A-1版を標準とする。)	1	1		
横断面図	1/100	(A-1版を標準とする。)	1	1		
細部調査図 (構造物)	1/30~1/100	(A-1版を標準とする。)	1	1		
第2原図	適宜		1			必要な場合
土質調査	適宜		1	1		
基準点成果					1式	
土地の登記記録 調査表					1式	
土地の登記記録の 謄本					1式	
土地所有者等の 確認資料					1式	
国有財産確認調書					1式	
地図転写資料図					1式	
転写連続図					1式	
土壌汚染調査に係る 地歴調査報告書					1式	
その他参考資料					1式	
報告書		A4版			1式	路線選定理由を含む。
写真帳					1式	

(白紙)

第3章 農道舗装

第3章 農道舗装

目 次

3-1 通 則.....	55
3-1-1 調査の目的.....	55
3-2 農道舗装.....	55
3-2-1 路査選点.....	55
3-2-2 中心線測量.....	55
3-2-3 縦断測量.....	55
3-2-4 横断測量.....	55
3-2-5 平面測量.....	55
3-2-6 土質調査.....	55
3-2-7 路盤厚調査.....	55
3-2-8 提出すべき成果品.....	56
3-3 路面性状調査.....	57
3-3-1 目 的.....	57
3-3-2 調査対象車線.....	57
3-3-3 現地踏査.....	57
3-3-4 路面性状測定車.....	57
3-3-5 路面性状調査（測定）.....	57
3-3-6 解読及び計測、計算.....	57
3-3-7 道路管理データの作成.....	60
3-3-8 路面性状調査とりまとめ.....	60
3-3-9 舗装履歴データ作成.....	61
3-3-10 報告書作成.....	61
3-3-11 成果等.....	61

3-1 通 則

3-1-1 調査の目的

この調査は、既設路盤のうえに、路盤をかさ上げし、アスファルト舗装工を実施するための測量調査と、その成果の取りまとめを目的とする。

3-2 農道舗装

3-2-1 路査選点

必要に応じて現地の確認を行う。

3-2-2 中心線測量

- 1 既設杭を確認のうえ、最も現況に合致した中心線を設定する。
- 2 その他作業規程による。

※IP杭の復元については、特記仕様書または業務担当員の指示による。

3-2-3 縦断測量

- 1 不等沈下の激しい区間については、プラス杭を設置する。
- 2 その他、作業規程による。

※仮BM設置については、特記仕様書または業務担当員の指示による。

3-2-4 横断測量

- 1 路盤部分については、わだち部を考慮すること。また、除雪等により著しく路盤材が集積しているような場合は、周辺の高さを考慮のうえ、測定する。
- 2 その他、作業規程による。

※測量巾及び測量間隔については、特記仕様書または業務担当員の指示による。

3-2-5 平面測量

- 1 共通仕様書第2章 路線測量2-2-10 現地測量による。
- 2 地形地物を明確に調査し、地図情報レベル1,000以下の平面図をつくるための測量を行うものとする。
- 3 既図のある場合は、図面の現地確認をして著しい変化が認められる場合は、補測を行うこと。

※測量巾については、特記仕様書または業務担当員の指示による。

3-2-6 土質調査

- 1 坪掘りによる資料採取で、深さは1.0m程度とする。
- 2 調査孔の掘削については、交通安全に考慮し、調査後は速やか、かつ十分に埋戻すこと。

※路床土及び既設路盤の試験項目については、特記仕様書または業務担当員の指示による。

3-2-7 路盤厚調査

- 1 掘削深さは50cm程度とする。
- 2 調査孔の掘削については、交通安全に考慮し、調査後は速やか、かつ十分に埋戻すこと。
- 3 路盤厚測定は路床土を確認のうえ、測定し写真撮影すること。

※路盤厚調査の箇所については、特記仕様書または業務担当員の指示による。

3-2-8 提出すべき成果品

提出すべき成果品は、次表を標準とする

提出成果品一覧表

種別	縮尺	用紙	トレス 原図	コピー	部数	摘要
観測手簿					1式	仮BM、縦断、横断詳細
計算簿					1式	線形決定、IP設置、中心線、仮BM、縦断
成果表					1式	仮BM、縦断
精度管理表					1式	IP設置、中心線、仮BM、縦断、横断、平面
縦平面図	縦 1/100 横 1/1,000	(A-1版を標準とする。)	1	1		
横断面図	1/100	(A-1版を標準とする。)	1	1		
細部調査図 (構造物)	1/30~1/100	(A-1版を標準とする。)	1	1		
第2原図	適宜		1			必要な場合
路盤厚調査	適宜				1式	
報告書		A4版			1式	路線選定理由を含む。
写真帳					1式	

※精度管理表は、特記による。

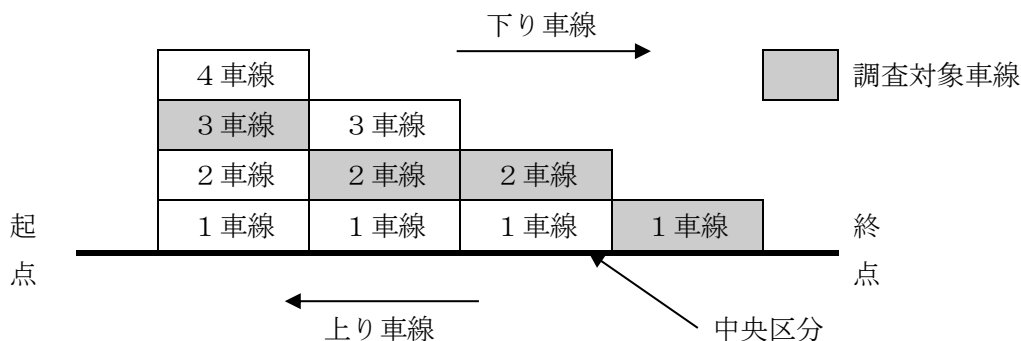
3-3 路面性状調査

3-3-1 目的

本調査は道路の路面性状を調査し、道路維持修繕及び維持管理の基礎資料を得るものである。

3-3-2 調査対象車線

調査対象車線は原則として下り車線とし、下図に示すように片側2車線の場合は外側車線、片側3車線以上の場合は外側から2番目の車線を調査するものとする。



3-3-3 現地踏査

- 1 撮影作業に先立ち現地踏査を実施し、調査区間の起終点の表示・距離標及び著名な構造物（橋梁、高架橋、トンネル）等の起終点が計測した記録媒体から確認できるように路面にマーキングを施するものとする。
- 2 距離標が破損及び工事中で確認が困難な箇所は、自動車トリップメーターにより距離を算出してマーキングを施するものとする。

3-3-4 路面性状測定車

本調査は、(財)土木研究センターの検定に合格した、路面性状測定車で行わなければならない。

3-3-5 路面性状調査（測定）

- 1 本調査の調査作業時間は、交通量の少ない夜間を原則とし、調査の実施時期については、業務担当員と協議のうえ、決定するものとする。
- 2 測定は、路面性状測定車を使って、ひびわれ・わだち掘れ・平坦性を測定するものとする。なお、測定方法は、「舗装調査・試験法便覧（(社)日本道路協会）」によるものとする。

3-3-6 解読及び計測、計算

1 解読及び計測

ひびわれ及びわだち掘れの解読、計測は、次の項目について求めるものとする。

- (1) ひびわれ面積 (m²) (アスファルト舗装の場合)
- (2) ひびわれ長さ (m) (コンクリート舗装の場合)
- (3) パッチング面積 (m²)
- (4) わだち掘れ最大値 (mm) (1断面2データ)

2 路面性状値

計測データに基づき、100mを単位区間としたひびわれ率（アスファルト舗装の場合）、ひびわれ度（コンクリート舗装の場合）わだち掘れ量（平均値、最大値及び標準偏差）及び縦断凹凸量（標準偏差）を算出するものとする。

3 ひびわれ計算処理

ひびわれ率、ひびわれ度の算出は、次式に基づき電子計算機を使用して行うものとする。

ひびわれは、メッシュ法（0.5×0.5m）により解読し、式（1）～（6）に従って計算値を求める。

$$\text{ひびわれ率} = \text{クラック率} + \text{パッチング率} \dots \dots \dots \text{式（1）}$$

$$\text{クラック率} = \frac{\text{ひびわれ面積}}{\text{調査対象区間面積}} \times 100 (\%) \dots \dots \dots \text{式（2）}$$

$$\text{ひびわれ面積} = \text{面状ひびわれ面積} + \text{線状ひびわれ面積} (\text{m}^2) \dots \dots \dots \text{式（3）}$$

$$\text{面状ひびわれ面積} = \text{面状ひびわれメッシュ数} \times 0.25 (\text{m}^2) \dots \dots \dots \text{式（4）}$$

$$\text{線状ひびわれ面積} = \text{線状ひびわれメッシュ数} \times 0.25 \times 0.6 (\text{m}^2) \dots \dots \dots \text{式（5）}$$

$$\text{パッチング率} = \frac{\text{応急処理面積}}{\text{調査対象区間面積}} \times 100 (\%) \dots \dots \dots \text{式（6）}$$

4 わだち掘れ量計算処理

図-1 に示す外側及び内側で計測した値を、その断面におけるわだち掘れ量とする。

なお、最大わだち掘れ量は、10 データ（20mピッチで 100m間隔を 1 単位とする。）のうちで、最も大きいわだち掘れ量とする。

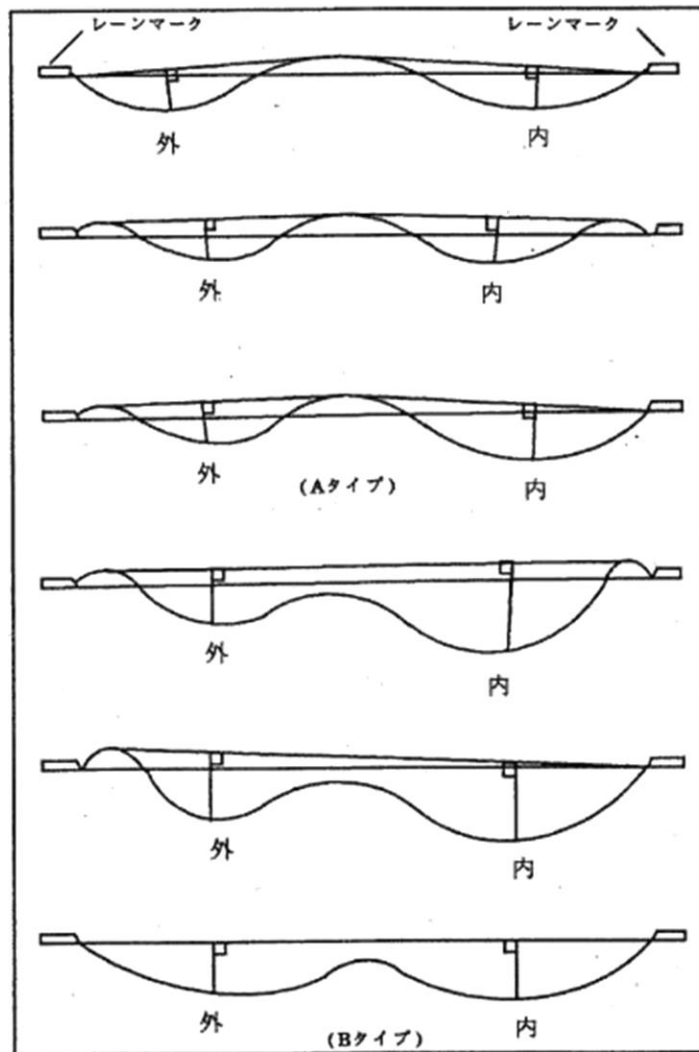


図-1 わだち掘れ測定図

5 平坦性計算処理

平坦性計算処理は、100mを単位として標準偏差（ σ ）を求める。

3-3-7 道路管理データの作成

- 1 道路管理データ作成のための基礎資料（距離標間距離、構造物（トンネル・橋梁等）等）は、委託者が貸与するものとする。
- 2 受託者は、貸与資料に基づき、距離標間距離等を現場で実測確認のうえ、道路管理データファイルを作成するものとする。

3-3-8 路面性状調査とりまとめ

1 評価

出力に際し、路面性状値の評価は、下記に示す維持管理指数（MCI）により行うものとする。

(1) アスファルト舗装の場合

$$MCI = 10 - 1.48C^{0.3} - 0.29D^{0.7} - 0.47\sigma^{0.2} \dots (1)$$

$$MCI_0 = 10 - 1.51C^{0.3} - 0.30D^{0.7} \dots (2)$$

$$MCI_1 = 10 - 2.23C^{0.3} \dots (3)$$

$$MCI_2 = 10 - 0.54C^{0.7} \dots (4)$$

ここに、MCI_i：維持管理指数

C：ひびわれ率（%）

D：わだち掘れ量（mm）

σ：縦断凹凸量（mm）

なお、維持管理指数（MCI）は、上記（1）～（4）の式で算出した値のうち、最も小さい値を用いるものとする。

(2) コンクリート舗装の場合

ひびわれ度をひびわれ率に変換して行うものとする。

なお、その他については、アスファルト舗装の場合と同様とする。

$$C = h \cdot Co$$

$$h = 1 \quad (Co \leq 5 \text{ 度})$$

$$h = (Co + 25) / 30 \quad (Co > 5 \text{ 度})$$

ここに、C：ひびわれ率（%）

Co：ひびわれ度（cm/m²）

h：変換係数

2 路面性状データベースの作成

解読したひびわれ率（アスファルト舗装の場合）、ひびわれ度（コンクリート舗装の場合）、わだち掘れ量、縦断凹凸量の路面性状データを、100m 単位区間として路面性状データを作成するものとする。

3-3-9 舗装履歴データ作成

委託者が貸与する舗装補修資料を確認するとともに、位置等の整合も確認し、舗装履歴データを作成する。内容は、舗装事業を実施した年度、工法、設計数値、完成した舗装断面構成（各層の厚さと材料の種類）とする。

なお、履歴データ作成は、委託者が貸与する「舗装台帳提出用入力ツール」を用いて作成するものとする。

3-3-10 報告書作成

調査内容、調査数量及び調査結果の概要取りまとめ、製本した報告書を作成するものとする。

3-3-11 成果等

路面性状調査の成果等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 路面性状調査報告書
- (2) 路面性状データファイル及び道路管理データファイル
- (3) ひびわれ、わだち掘れ測定記録媒体
- (4) 縦断凹凸測定記録媒体
- (5) 現像写真集及び室内状況写真
- (6) 路面性状調査データ

(白紙)

第4章 用地測量

第4章 用地測量

目 次

4-1	通 則	66
4-1-1	測量の目的	66
4-1-2	適用範囲	66
4-1-3	業務及び心得	66
4-2	用地測量の準備	66
4-2-1	現地踏査	66
4-3	資料調査	66
4-3-1	資料調査の補充	66
4-3-2	資料調査成果の貸与がない場合	67
4-3-3	土地所有者等の確認	67
4-3-4	土壌汚染の調査が未済の場合	67
4-4	測量作業	67
4-4-1	公共用地管理者との打合せ	67
4-4-2	依頼書の作成及び立会い	67
4-4-3	協議書の作成	67
4-4-4	復元測量	67
4-4-5	境界の確認	68
4-4-6	境界測量	68
4-4-7	用地境界仮杭の設置	69
4-4-8	用地境界杭の設置	71
4-4-9	境界点間測量	71
4-4-10	用地現況測量（建物等）	71
4-5	図面等作成	71
4-5-1	面積計算	71
4-5-2	現況地目別の面積	72
4-5-3	用地実測図等の作成	72
4-5-4	地積測量図等の作成	72
4-6	土地調書等の作成	72
4-6-1	土地調書の作成	72
4-7	用地境界杭の単独埋設	73
4-7-1	用地境界杭埋設に対する立会	73
4-7-2	用地境界杭の単独埋設に伴う境界点間測量	73
4-8	林野測量	73
4-8-1	林野の測量調査	73

第4章 用地測量

4-9 雑 則	73
4-9-1 測量記録の整理	73
4-9-2 調査報告書	73
4-10 成果品	74
4-10-1 成果品	74
別表-1 様式一覧表	75
様式-1 障害物調査表	76
様式-2 立会申込書	76
様式-3 土地境界確認書	77
様式-4 用地測量杭等形状	78
様式-5 用地測量結果現地立会確認書	82
様式-6 承諾書	83
様式-7 支障物件調査表	84
様式-8 図郭規定	85
様式-9 用地実測図（記載例）	86
様式-10 用地平面図（記載例）	87
様式-11 基準点網図	88
様式-12 図面の表示	89
様式-13 用地境界杭成果表	89
様式-14 曲線表	89
様式-15 用地潰地求積表	90
様式-16 現況地目別求積表	90
様式-17 土地境界標設置同意書	91
様式-18 土地調書	92
様式-19 土地調書（区分地上権・使用貸借）	93
様式-20 調査報告書	94
様式-21 用地実測図精度管理表	95
様式-22 用地平面図精度管理表	96
別表-1 図面記載事項	97
別表-2 地図図式	98
別表-3 現況地目別区分表	98
別表-4 成果品及び測量記録（国有林を除く）	99
別表-5 成果品及び測量記録（国有林等）	100
参考資料 地図一覧表	101

4-1 通 則

4-1-1 測量の目的

農政部所管の事業に必要な施設（以下「施設」という。）の土地について、取得地及び取得地を包含する一筆ごとの範囲を測定し確定するとともに、土地に付随する権利、土地の利用状況を調査し、用地処理のため必要となる資料を作成することを目的とする。

4-1-2 適用範囲

この仕様書は、北海道農政部の所掌する公共事業に必要な土地の取得または使用（権利設定を含む。以下、「用地取得」という。）に係る必要な資料作成及び図面作成の業務（以下、「用地測量」という。）を委託する場合に適用する。なお、別途示された特記仕様書はこの仕様書に優先する。

4-1-3 業務及び心得

受託者は、用地測量の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きを迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地測量で知り得た権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。
- (3) 用地測量が権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) 権利者から要望、陳情があった場合には、その意向を充分把握したうえで、速やかに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。

4-2 用地測量の準備

4-2-1 現地踏査

- 1 受託者は、用地測量の業務の実施に当たり、あらかじめ、業務担当員の了解を得た上、調査区域内の現地踏査を行い、土地の状況及び土地に定着する物件の状況等の概要を把握しなければならない。
- 2 現地踏査において、土地の筆界点に境界標がない場合は筆界を現地において特定できる、三角点等国家基準点または恒久性のある鉄塔、橋梁等で土地の筆界を現地において特定する場合に基準となりうるものを見定めておくものとする。
- 3 現地踏査の結果、測量調査に支障となる物件があるときは、障害物調査表（仕様書第1編第4章様式-1）に記入し業務担当員に提出するものとする。

4-3 資料調査

4-3-1 資料調査の補充

- 1 受託者は、委託者より路線測量による資料調査成果〔調査測量設計業務共通仕様書（以下、「仕様書」という。）第1編第2章2-2-2資料調査の規定に基づく成果〕の貸与を受け、貸与を受けた成果に基づき、管轄登記所において、取得地を包含する一筆地とその隣接地の地図、及び土地の登記記録について閲覧等を行い、仕様書第1編第2章2-2-2に規定する内容の記載事項の変更の有無について調査するものとする。

2 前条の調査で変更のあった土地は、次により補充整理をするものとする。

(1) 土地調査表(仕様書第1編第5章様式1-3)は線引抹消するものとする。なお、土地登記事項要約書の場合も同様とする。

(2) 記載事項の変更のあった、土地の登記記録は、新たに交付を受けるものとする。

(3) 記載事項の変更のあった地図については、新たに転写し、仕様書第1編第5章5-3資料調査により整理するものとする。

(4) 土地の登記記録及び資料図は、変更分を差し替えるものとし、変更前のものは最後部へまとめておくものとする。

(5) 転写連続図は、変更部分を朱書で補筆するものとする。

4-3-2 資料調査成果の貸与がない場合

受託者は、4-3-1における資料調査成果の貸与がない場合は、仕様書第1編第5章5-3資料調査に基づく調査を行うものとする。

4-3-3 土地所有者等の確認

受託者は、資料調査が完了した場合は、土地所有者等の確認のための住民票または土地の登記記録の調査について、業務担当員と協議を行い指示を受けるものとする。

4-3-4 土壌汚染の調査が未済の場合

路線測量及び用地予備調査において、土壌汚染の調査が未済の場合は、仕様書第4編第2章2-3土地利用履歴等調査に基づき、調査を行うものとする。

4-4 測量作業

4-4-1 公共用地管理者との打合せ

受託者は、調査区域内に国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条の規定に基づき、部局長が管理する国有財産が存するとき、または公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長または公共物管理者等(以下「部局長等」という。)と公共用地境界確定(境界確定を含む。)の方法について業務担当員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

4-4-2 依頼書の作成及び立会い

1 受託者は、前2節1条項の打合せの結果を業務担当員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続に必要な資料の収集及び部局長等に土地所有者が立会等を求めるための依頼書の作成を行うものとする。

2 部局長等が現地において公共用地境界確定作業(隣接土地所有者との現地立会協議)を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

4-4-3 協議書の作成

受託者は、境界確定作業が完了したときは、速やかに部局長等と土地所有者が取り交わす公共用地境界確定協議書(案)の作成を行うものとする。

4-4-4 復元測量

復元測量は、作業規程第599条及び第600条によるものとする。

4-4-5 境界の確認

- 1 受託者は、調査区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で次項各号の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者の一覧表を作成し、業務担当員と立会日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。
- 2 境界確認の画地及び範囲は、作業規程に定めるところによるほか、一筆地が国有林等、膨大な面積の場合には業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。また、一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、「不動産登記事務取扱手続準則」（平成17年2月25日法務省民二第456号通達）に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。
- 3 受託者は、前項の境界立会いの範囲について、復元測量の結果、転写連続図、土地調査表等に基づき、各境界点に関する権利者に、立会を求める日を立会申込書（仕様書第1編第4章様式-2）にて事前に通知した上で立会を求め、以下の手順によって境界点の確認を行わなければならない。
 - （1）当該境界点または権利の及ぶ範囲に対する当事者間の争いの有無
 - （2）境界標識が設置されている境界点についての当事者間の合意形成の有無
 - （3）境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この作業に当たっては、いずれの側に片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - （4）前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）または金属鋲等容易に移動できない標識を設置するものとする。
 - （5）前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りではない。
- 4 受託者は、前項各号の境界確認が完了したときは、関係権利者から、土地境界確認書（仕様書第1編第4章様式-3）に署名押印を求めるものとする。
- 5 受託者は、第3項及び第4項の業務において、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し業務担当員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
 - （1）関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - （2）関連する権利者の一部が立会を拒否したもの
 - （3）必要な境界点を確定するために調査区域外の境界立会または測量を権利者から要求されたとき

4-4-6 境界測量

- 1 用地測量の基準点測量
 - （1）基準点測量は、作業規程第2編第2章基準点測量の規定を適用する。
 - （2）受託者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途業務担当員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。
 - （3）受託者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、破損等が生じているときには業務担当員と協議し、指示を受けなければならない。
 - （4）受託者は、第2号の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について業務担当員と協議し、指示を受けなければならない。

(5) 受託者は、前号の測量標を永久標識及びそれに準ずる標識として設置した場合は、業務担当員の指示により、速やかに検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けるものとする。

(6) 受託者は、前号の測量標の設置が完了した場合は、業務担当員の指示により、以下の成果の写しを基準点整備台帳に追補するため、通常の商品とは別に以下の成果品の写しを業務担当員に提出するものとする。

- (a) 基準点の成果表
- (b) 基準点の点の記
- (c) 基準点配点図

2 補助基準点の設置

(1) 補助基準点の設置は、作業規程第 604 条ただし書きによるものとする。

(2) 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、業務担当員の指示により、4 級基準点以上の基準点から設置できるものとし、設置の方法は、作業規程第 604 条第 3 項によるものとする。

3 境界測量

(1) 4-4-5 で確認した各境界点の測量を行うときは、基準点からの放射法によるものとする。

(2) 観測及び測定の方法は、作業規程第 604 条によるものとする。

(3) 境界測量は、用地取得の土地を包含した一筆地を測量調査単位とする。

(4) 前号の、一筆地に隣接する土地も併せて測量を行う必要がある場合は業務担当員に報告するものとする。

(5) 一筆地が国有林等、膨大な面積の場合は業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。

4-4-7 用地境界仮杭の設置

1 受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。

(1) 用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。

(a) 仮杭の位置は、4-4-5 境界の確認で決定された地番ごとの筆界線と用地取得等境界線との交点及び用地取得等に必要境界線の変化点で必要な箇所に設置するものとする。

(b) 路線の曲線部は施設が完全に境界線内に入ること。

(c) 構造物は、屈曲点とする。

(2) 取得等の幅の範囲は概ね次の各号によることを原則とするが、これによることが困難な場合は業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。

(a) 道路：法肩・法尻から 1.0m を加えた範囲

(b) 用水路：法肩・法尻から 0.5m を加えた範囲

(c) 排水路：法肩・法尻から次の幅を加えた範囲とするが、河川協議等により変わる場合があるので、業務担当員と十分打合せを行うこと。

ア 川幅 5.0m 未満～左右岸 1.0m を加えた範囲

イ 川幅 5.0m 以上 10.0m 未満～左右岸の内、片側 1.0m 片側 3.0m を加えた範囲

ウ 川幅 10.0m 以上～左右岸各 3.0m を加えた範囲

(d) 管水路

- ア 管水路の管外形の水平面の左右に0.5mを加え、端数は0.1m単位に切り上げた範囲
- イ 管水路の管外形の鉛直方向の上下にそれぞれ0.6mを加え、端数は0.1m単位に切上げた範囲。なお、耕地下における管径300mm以下の施設の場合は、管水路の管外形の鉛直方向の上下にそれぞれ0.3mを加え、端数は0.1m単位に切上げた範囲とすることができる。
- ウ 上下の範囲の表示は、「東京湾平均海面の上（または下）の上限〇〇.〇〇、下限〇〇.〇〇」とする。

(e) 水路トンネル

- ア 水路トンネル設計巻厚線の側部外縁側〔ロックボルト工法（仮設を除く）の場合は、ロックボルトの外縁〕から左右にそれぞれ0.5mを加え、端数は0.1m単位に切り上げた範囲
- イ 水路トンネル設計巻厚線の外縁側の上端から鉛直方向上方に最小土被り厚を加え、下方の範囲は、水路トンネル設計巻厚線の外縁側の下端から鉛直方向下方に0.6mを加え、端数は0.1m単位に切り上げた範囲
- ウ 最小土被り厚については、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。
- エ 上下の範囲の表示は、「東京湾平均海面の上（または下）の上限〇〇.〇〇、下限〇〇.〇〇」とする。

(f) その他の構造物：施設の外周に1.0mを加えた範囲

- (3) 用地境界仮杭の規格は、用地測量杭等形状（仕様書第1編第4章様式-4）によるものとする。
- (4) 設置方法は、作業規程第606条によるものとする。
- 2 受託者は、前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等が支障となり、設置が困難なときには、その事由等を整理し業務担当員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。
- 3 受託者は、第1項及び第2項により用地境界仮杭の設置をしたときは、関係権利者の立会を求め用地測量結果現地立会確認書（仕様書第1編第4章様式-5）に署名押印を求め、併せて、用地平面図（写し）に押印を求めるものとする。また、関係権利者が署名押印に応じないときは、その理由等を業務担当員に報告しなければならない。
- 4 受託者は、関係権利者が当該調査区域の市町村または総合振興局若しくは振興局及び耕地出張所の所在する市町村に居住していない場合は業務担当員に報告し立会方法について協議するものとする。
- 5 受託者は、地図の訂正、地積の変更または更正登記が必要となった場合は、当該土地に隣接する関係権利者の確認のために権利者の一覧表を仕様書第1編第5章様式1-4により市区町村ごとに作成し、業務担当員に提出して指示を受けるものとする。
- 6 受託者は、地図の訂正、地積の変更または更正登記が必要となった土地の所有者及び該当地に隣接する関係権利者に対して、測量の経緯及び結果を説明し、立会を求め、現地確認のうえ、筆界と地積の了解を得て、承諾書（仕様書第1編第4章様式-6）に署名押印を求めるものとする。

4-4-8 用地境界杭の設置

- 1 受託者は、4-4-7により設置した用地境界仮杭のうち業務担当員の指示により必要とされる点について用地境界杭を設置換えするものとする。
- 2 用地境界杭の規格は、用地測量杭等形状（仕様書第1編第4章様式-4）によるものとする。
- 3 設置の方法は作業規程第607条の解説と運用によるものとし、中心点が偏心しないように埋設するものとする。
- 4 用地境界杭を埋設するに当たって、地上に露出させることが交通の障害になる場合等、特別な事情があるときは業務担当員と協議をして、その全体を埋設させることができるものとする。
- 5 用地境界杭の埋設場所が、岩盤・水中・湿地等の事情により埋設が困難な場合は、適宜移動することができる。ただし、その部分を描写した図面を作成するものとする。
- 6 河川敷地内には用地境界杭を埋設しないものとし、河川敷地との境界線に埋設するものとする。
- 7 受託者は、業務担当員の指示に基づき、以下の場合に見出しポール（鋼管製白色：頭部赤φ3.8cm×180cm）を設置するものとする。
 - (1) 施設の予定管理者から維持管理上の設置要請があった場合。
 - (2) 維持管理上、用地境界杭の設置箇所を第三者に公示する必要があると判断される場合。

4-4-9 境界点間測量

- 1 受託者は、4-4-6境界測量、4-4-7用地境界仮杭の設置、4-4-8用地境界杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。ただし、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同時期（一発注業務内）に行う場合は、用地境界杭の設置後に行うものとする。
- 2 測定方法は作業規程第609条によるものとする。

4-4-10 用地現況測量（建物等）

- 1 貸与を受けた成果に基づき、仕様書第1編第2章2-2-10現地測量の調査内容について記載事項の変更の有無について調査を行うものとする。
- 2 調査範囲は潰地を含む一筆の土地とするが、関連する物件がある場合は、範囲外であっても調査をするものとする。
- 3 用地の範囲内に入る物件及び境界線に接近（1m程度）している物件は、境界線からの位置を正確に測り、支障物件調査表（仕様書第1編第4章様式-7）に記載するものとする。

4-5 図面等作成

4-5-1 面積計算

- 1 受託者は、境界測量の成果に基づき、各筆ごとの取得等及び残地の面積を、座標法により求めるものとする。
- 2 前項の残地の面積求積については、管轄登記所で認められた特別な事情がない限り、据置計算（従前の登記面積から取得等面積を差し引く方法）は認めないものとする。なお、特別な事情がある場合は業務担当員に報告するものとする。
- 3 計算数値の取扱として、座標法による場合の計算の表示単位と桁数については以下のとおりとする。

- (1) 座標法：長さ m単位 小数点以下2桁
面積 m²単位 小数点以下6桁

4-5-2 現況地目別の面積

現況地目別の求積方法は、プランメーター等適宜な方法により取得用地一筆ごと、地目別を原則に求積するものとする。表示の単位は平方メートルとし、桁数は小数点以下第2位までとする。

4-5-3 用地実測図等の作成

- 1 受託者は、境界測量等の成果に基づき、用地実測図及び用地平面図を作成するものとする。
- 2 規格は、図郭規程（仕様書第1編第4章様式-8）によるものとする。
- 3 縮尺は、原則として1/1,000とし、市街地においては1/500とする。ただし、図上において図形が狭小のため、また複雑なため判別が困難な場合は、適宜な縮尺をもってその部分の拡大図を描示するものとする。
- 4 用地実測図、用地平面図の記載事項は、仕様書第1編第4章別表-1によるものとし、用地実測図（記載例）（仕様書第1編第4章様式-9）及び用地平面図（記載例）（仕様書第1編第4章様式-10）により作成するものとする。
- 5 成果計算簿の編纂順序は原則として、作業工程順に整理編纂するものとする。
- 6 図式は、地図図式（仕様書第1編第4章別表-2）によるもののほか、作業規程付録7「公共測量標準図式」によるものとする。
- 7 現況の色別方法は、現況地目別区分表（仕様書第1編第4章別表-3）による。
- 8 素図の作製が終了したときは、速やかに業務担当員の点検を受けるものとする。
- 9 用地実測図を点検し、最終点検結果を用地実測図精度管理表（仕様書第1編第4章様式-21）に記載するものとする。
- 10 用地平面図を点検し、最終点検結果を用地平面図精度管理表（仕様書第1編第4章様式-22）に記載するものとする。

4-5-4 地積測量図等の作成

- 1 測量作業の結果、施設の用地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合または地図の訂正、地積の更正を必要とすると認められる場合は、地積測量図等素図、土地実地調査書を作製するものとする。
- 2 作製方法は、「不動産登記規則」（平成17年2月18日法務省令第18号）及び「不動産登記事務取扱手続準則」（平成17年2月25日法務省民二第456号法務省民事局長通達）の規定を参考にして作製するものとする。
- 3 国有地等で表示登記が必要なものについては、業務担当員とその範囲等を協議して作製するものとする。

4-6 土地調書等の作成

4-6-1 土地調書の作成

受託者は、4-3資料調査から4-5図面等作成までに定める業務の成果品により土地調書（仕様書第1編第4章様式-18または19）を作成しなければならない。集計は所有者ごとに、字別・地番別・地目別に区分し、地番別の小計を求め所有者ごとに合計を求めるものとする。

4-7 用地境界杭の単独埋設

4-7-1 用地境界杭埋設に対する立会

- 1 受託者は、用地境界杭埋設のみの作業の場合は、公有地に隣接する土地所有者に立会を求め、事前に図面及び現地において確認後、土地境界標設置同意書（仕様書第1編第4章様式-17）に署名押印を求め、同意を得た上で埋設に着手するものとする。
- 2 立会または署名押印を拒む場合は、その理由を業務担当員に報告するものとする。
- 3 関係権利者が、当該調査区域の市町村または総合振興局若しくは振興局及び耕地出張所の所在する市町村に居住していない場合は業務担当員に報告し、立会方法について協議するものとする。
- 4 見出しポールを設置については、4-4-8第7項と同様とするものとする。

4-7-2 用地境界杭の単独埋設に伴う境界点間測量

- 1 受託者は、用地境界杭を埋設した場合は、新たに設置した用地境界杭の全点間について境界点間測量を行うものとする。
- 2 測定方法は作業規程第609条によるものとする。

4-8 林野測量

4-8-1 林野の測量調査

- 1 国有林野地内の測量調査については、林野庁測定規程（平成24年1月6日付け23林国業第100号-1林野庁長官通達）、国有林野測定業務審査基準（昭和61年6月2日付け61林野業二第159号林野庁長官通達）及び「道路の建設管理に伴う国有林野使用等に関する覚書」（昭和40年6月15日40道第485号北海道土木部長通達）によるものとする。
- 2 北海道有林野地内の測量調査については、「北海道有林野測定要領」（昭和63年4月1日経理第10号北海道林務部長通達）によるものとする。

4-9 雑 則

4-9-1 測量記録の整理

測量手簿及び計算簿等は作業工程順に整理し、様式は原則として作業規程の定めによるものとする。

4-9-2 調査報告書

用地測量の作業経過及び、関係人・管轄登記所・関係市町村等との協議内容、その他参考となる事項を、調査報告書（仕様書第1編第4章様式-20）に取りまとめ作成するものとする。

4-10 成果品

4-10-1 成果品

- 1 提出すべき成果品及び測量記録は、別表-4、別表-5によるものとする。但し、特記仕様書で別に定めのある場合はこの限りではない。
- 2 成果品は、次のとおり整理をするものとする。
 - (1) 報告書等その他は、適宜A4判縦型ファイルに納める。
 - (2) ファイルには、地区名・事業名・路線名・測量年度・作業機関名のラベルを貼付すること。
 - (3) 成果品を電子データとして納品する場合は、「電子納品運用の手引き（案）【業務編】」に基づいて作成すること。

別表－1 様式一覧表

様式一覧表

様式 No.	名 称	備 考	頁
様式－1	障害物調査表		
様式－2	立会申込書		
様式－3	土地境界確認書		
様式－4	用地測量杭等形状		
様式－5	用地測量結果現地立会確認書		
様式－6	承諾書		
様式－7	支障物件調査表		
様式－8	図郭規程		
様式－9	用地実測図（記載例）		
様式－10	用地平面図（記載例）		
様式－11	基準点網図		
様式－12	図面の表示		
様式－13	用地境界杭成果表		
様式－14	曲線表		
様式－15	用地潰地求積表		
様式－16	現況地目別求積表		
様式－17	土地境界標設置同意書		
様式－18	土地調書		
様式－19	土地調書（区分地上権・使用貸借）		
様式－20	調査報告書		
様式－21	用地実測図精度管理表		
様式－22	用地平面図精度管理表		
別表－1	図面記載事項		
別表－2	地図図式		
別表－3	現況地目別区分表		
別表－4	成果品及び測量記録（国有林を除く）		
別表－5	成果品及び測量記録（国有林等）		

様式－1 障害物調査表

障 害 物 調 査 表

(A-4)

調査年月日 年 月 日

調 査 員

物件の所在地番			所有者氏名	
物件区分	形 状	構造または種類	数 量	備 考

※調査測量を実施するときには障害となる物件がある場合に使用する。

様式－2 立会申込書

年 月 日
様 会社名 立 会 申 込 書 北海道より受託した〇〇〇〇〇〇〇〇〇用地測量業務を実施中ですが、工事に関する貴所有地につきまして、立会確認をいただくため、担当者を下記のとおりお伺いさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 記 1. 立会対象地の所在及び地番 2. 立会予定年月日及び時刻 3. 立会担当者 連絡先

(注) 隣接地等に対する立会申込書

文中「工事に関する貴所有地」を「工事に関する土地と貴所有地との境界」と読み替える。

様式－3 土地境界確認書

土地所有者 住所
 氏名 ⑩ 年 月 日

隣接土地所有者 住所
 氏名 ⑩ 年 月 日
 住所
 氏名 ⑩ 年 月 日
 住所
 氏名 ⑩ 年 月 日

土地境界確認書

下記記載の土地の境界は、現地で立会いのうえ、相違ないことを確認しました。

市 区 町
 郡 村

区分	大字	字	地番	地目	登記地積	登記名義人	摘要
対象地							
隣接地							

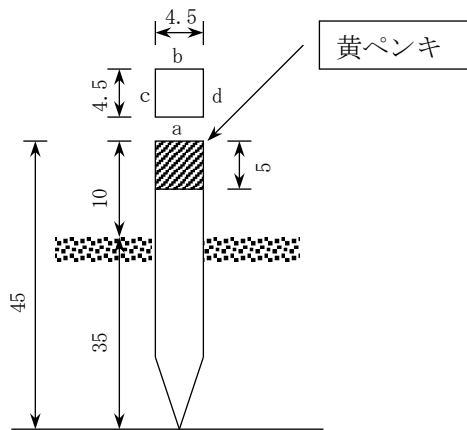
用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式－4 用地測量杭等形状

名称	材質	杭の表示色	形状寸法 (cm)	備考
用地境界仮杭	木	黄色 (t =5 cm)	4.5×4.5×45	
用地境界見出杭	木	黄色 (t =10 cm)	1.5×4.5×180	
用地境界杭	コンクリート	赤色 (t =5 cm)	10×10×70⊥型	土地境界標
見出ポール	鋼管製	白色 (頭部赤)	φ 3.8×180	
境界標	コンクリート	赤色 (t =5 cm)	10×10×75	国有林
用地境界杭	塩ビ製	赤色 (頭部)	φ 4.8×70～75	国有林 B3.4 型
見出ポール	塩ビ管標柱	赤色 (頭部)	φ 4.8×200	国有林見出杭 4 号
金属標	黄銅製		10×6×0.7	角形
金属標	黄銅製		φ 8×9×1.5	丸形

※ 材質が木の場合の形状寸法は、一般的な製材（原木や丸太等をのこぎり挽きした状態のもの）としての規格で表示しているため、かんな仕上げ等を施した場合の実寸法とは異なることに留意すること。

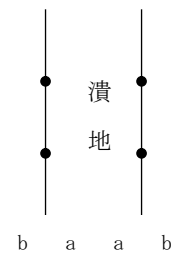
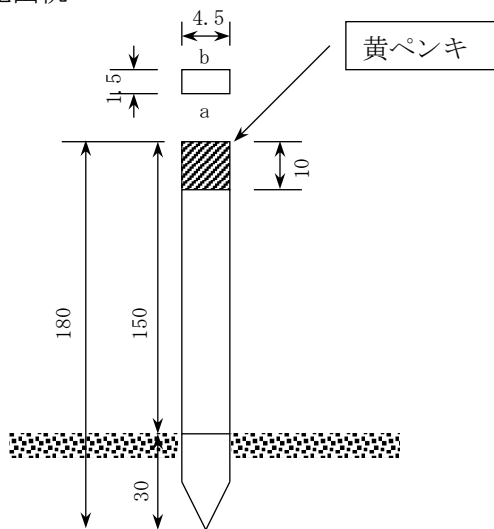
用地境界仮杭規格及び仕様



北海道の表示、杭表示、引照表示等 不用

図は標準であるが、杭等の保全保護のため杭長を変更する場合は業務担当員と協議する。

用地境界見出杭

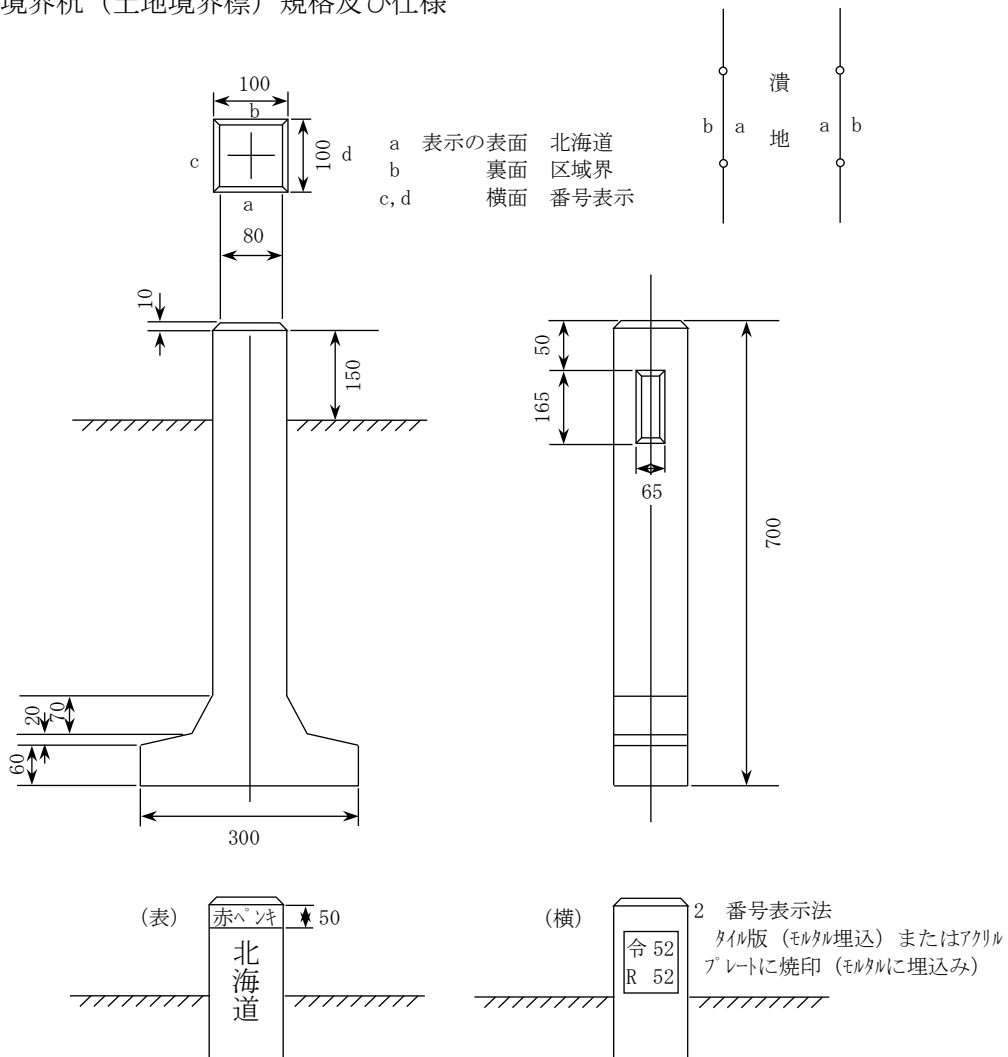


a (表) 杭番号、引照表示等

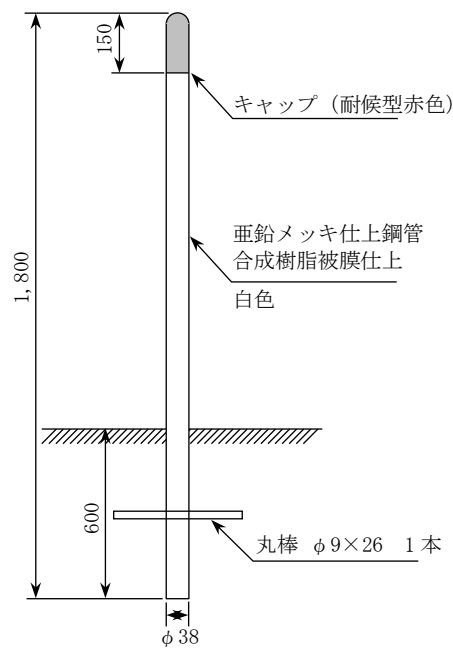
b (裏) 不用

図は標準であるが、杭等の保全保護のため杭長を変更する場合は業務担当員と協議する。

用地境界杭（土地境界標）規格及び仕様



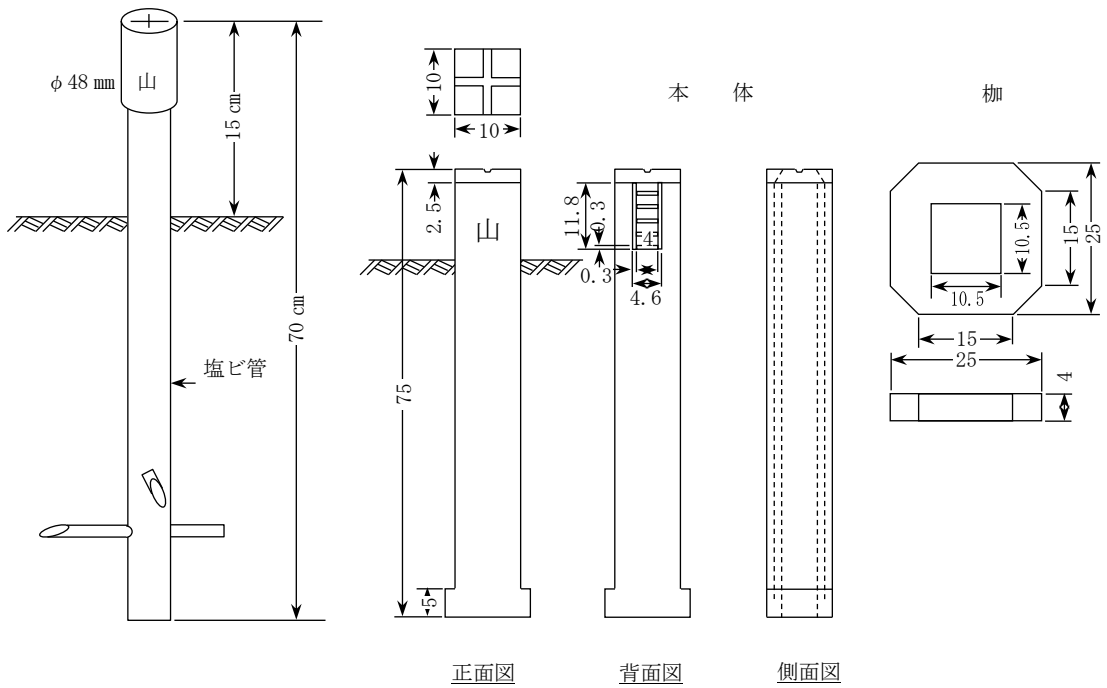
見出しポール規格及び仕様



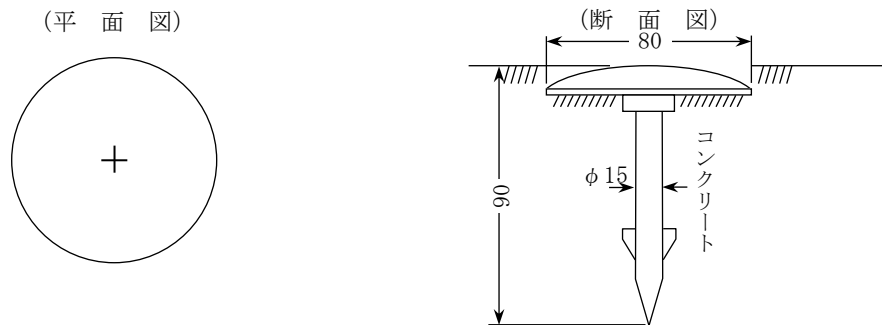
国有林境界標 埋設規格及び仕様

B型（棒付）3号

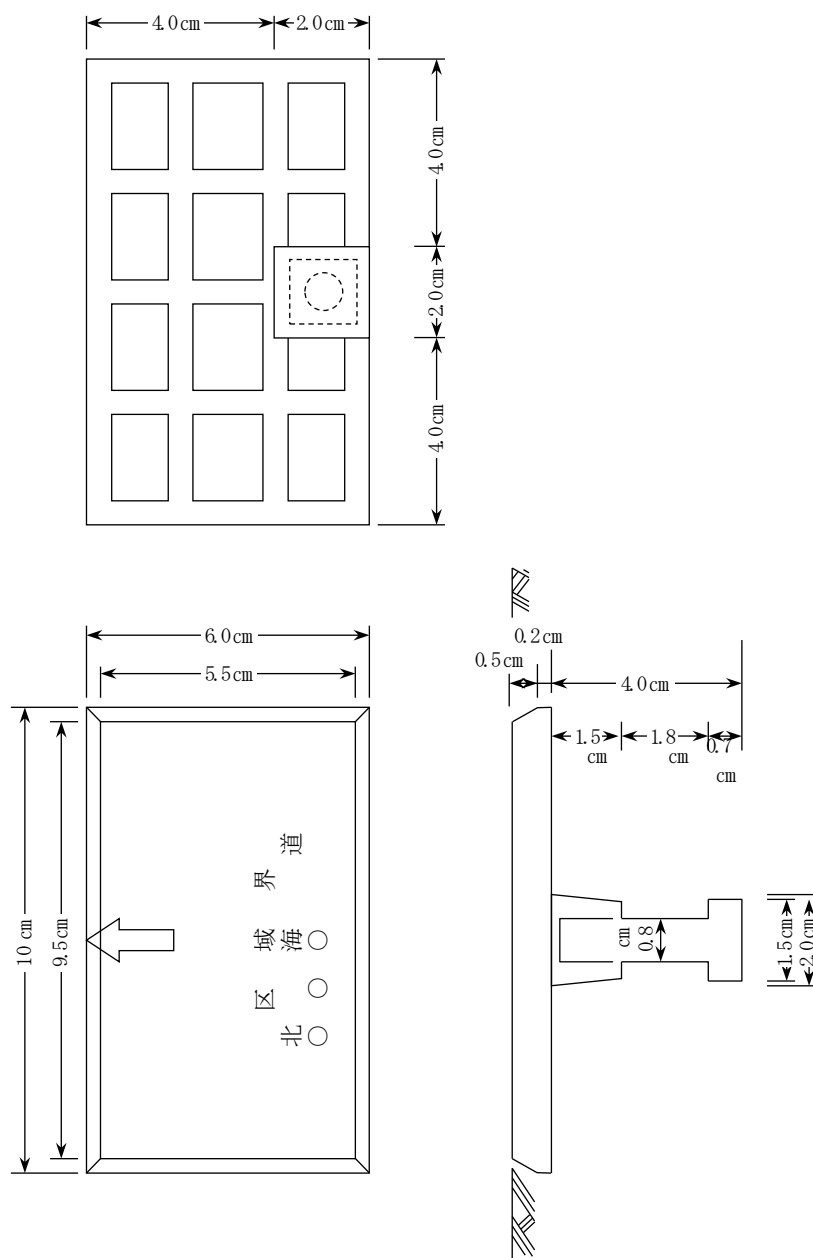
標準コンクリート標



金属標（丸形） 埋設規格及び仕様



金属標（角形） 埋設規格及び仕様



様式－5 用地測量結果現地立会確認書

用地測量結果現地立会確認書

先に、用地測量調査のため立ち入り通知があった私が所有する土地のうち、道営農業農村整備事業の用地として必要となる部分の境界並びに現況地目、地積について、北海道が作成した用地実測図及び用地平面図に基づいて（現地立会）の結果、下表に表示のとおりであることを確認する。（また、現地に設置された用地境界仮杭については、用地境界杭（コンクリート標）として設置換えすることに同意します。）

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

土地の登記記録上の				実 測	左記の内、道営農業農村整備事業の用地として必要な現況地目別求積							
所 在	地番	地目	地 積	地 積	仮地番	宅地	田	畑	原野			計

- 注1. 括弧内のまた書きについては、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同一業務で行う場合に記載し同意を得るものとする。
2. 土地所有者（関係人を含む）のうち、土地表示事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を別紙に記載して署名押印することができることとする。（土地収用法第36条第3項の規定に準じる。）
3. 土地所有者（関係人を含む）のうち、署名押印を拒んだ者、署名押印ができない者または住所が確認できない者があるときは、理由を附記するものとする。
4. 土地所有者（関係人を含む）のうち、現地において立会できない場合は、「現地立会」を「確認」等に適宜変更して作成する。

様式－6 承諾書

地図訂正	承 諾 書				
地積更正					
土地の表示					
	所	在	地 番	地 目	地 積
更 正 前					
更 正 後					

上記更正後の地積及び土地の境界は、別紙地積測量図等素図のとおりであることを承諾します。

年 月 日

所有者 住 所
氏 名 Ⓜ

上記 地積更正・地図訂正 に係る土地との境界については、何ら異議なく、別紙地積測量図等素図のとおりであることを承諾します。

郡市 町村字 番地
様

隣 接 地		隣 接 地 所 有 者			
所 在	地番	住 所	氏 名	Ⓜ	年 月 日

※地積測量図等素図の複写を添付し割印をする。

注) 隣接地所有者の住所、氏名が登記記録と住民票とで相違がある場合は、上段に括弧書きで登記記録に記載の住所・氏名を記し、下段に現在の住民票に記載の住所・氏名を署名のうえ、押印を受ける。

様式－7 支障物件調査表

支 障 物 件 調 査 表

調査年月日 年 月 日

調査員

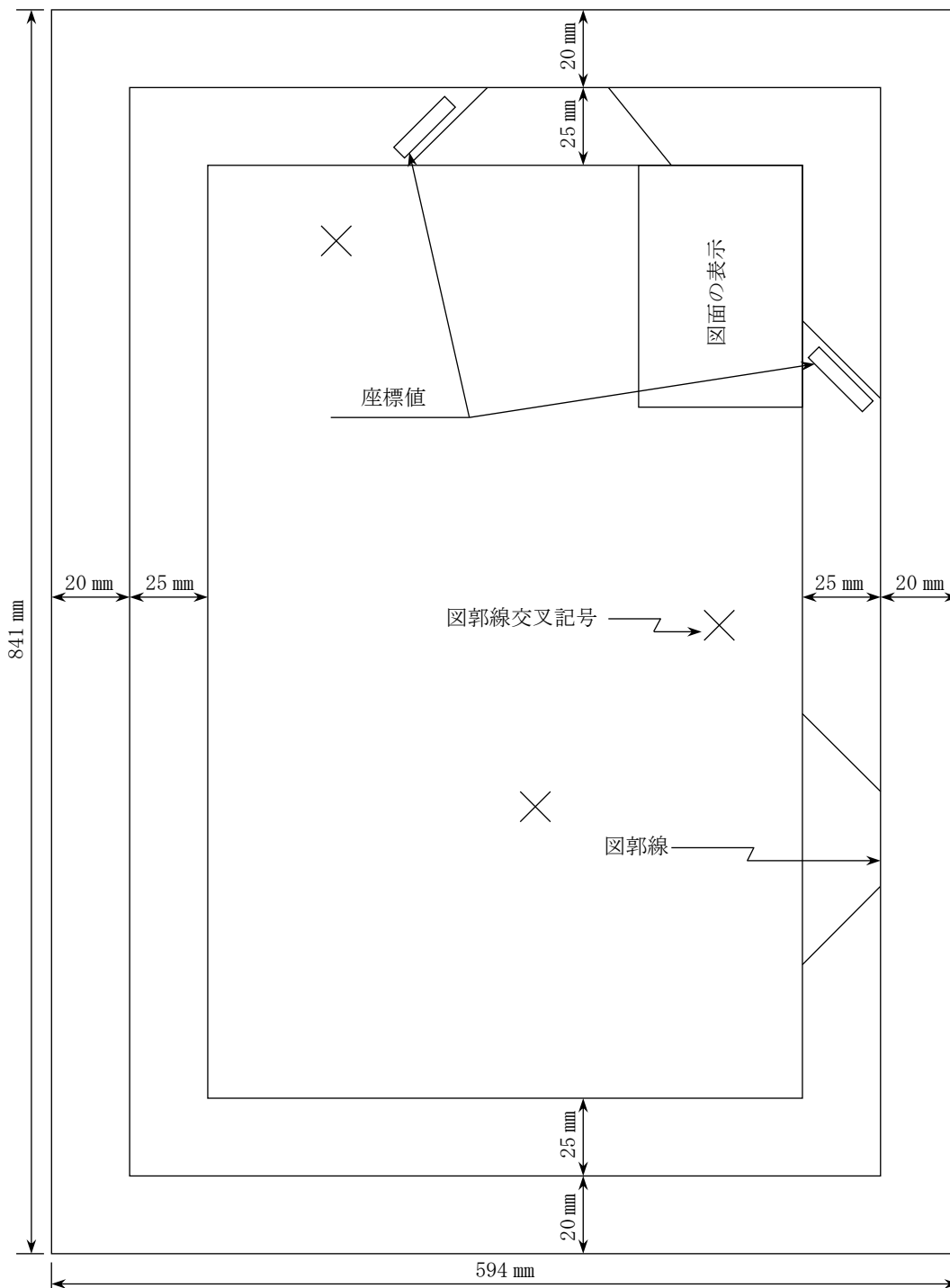
NO

(A-4)

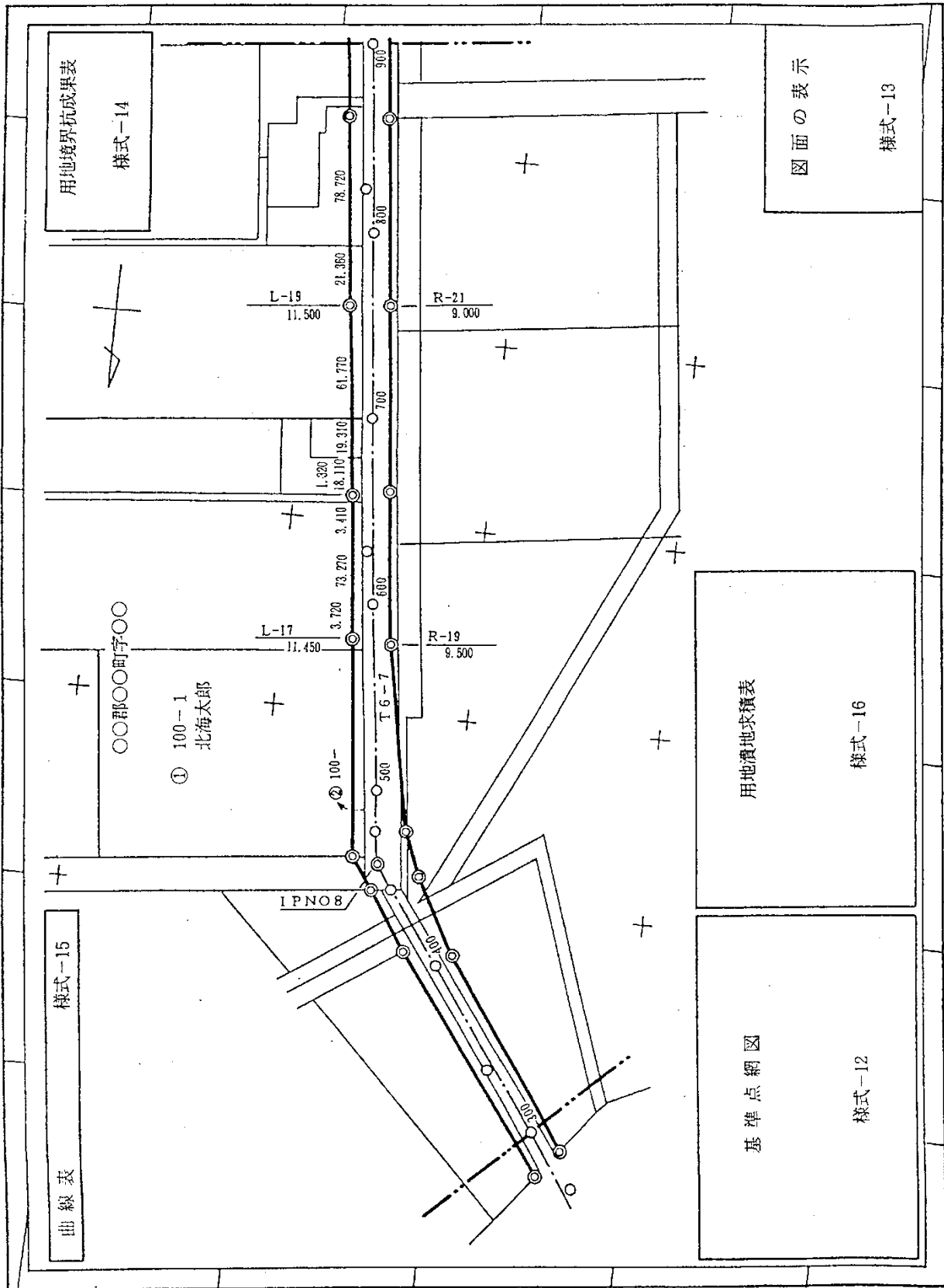
所在	地番	種類	数量
権利者	住所 氏名	備考	
<p>(記入例)</p> <p>(支障となる場合)</p>		<p>(境界線と僅少な場合)</p>	
<p>写 真 貼 付</p>			
<p>(注) 1. 所有者と使用者が異なる場合は、備考欄に記入する。</p> <p>2. 僅少の範囲は1m位とする。</p> <p>3. 電柱～位置、種別、標識名 (カンムリ名) 立木～位置、樹種 建物～位置、形状、用途、外周延長 (1間は1.82m)、床面積 地下埋設物～位置、種類 牧柵～位置、形状</p>			

様式-8 図郭規定

図郭規定

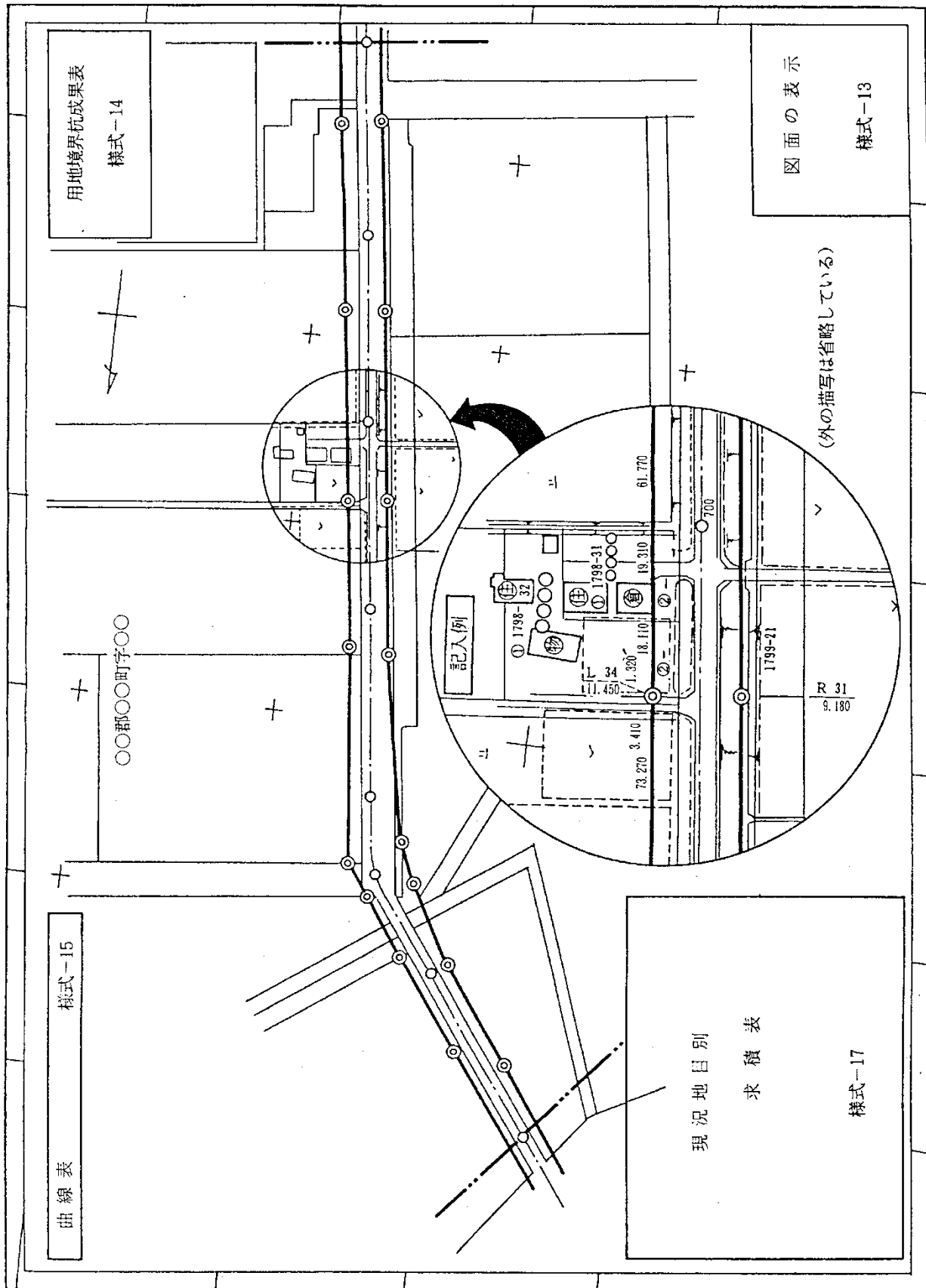


様式-9 用地実測図 (記載例)



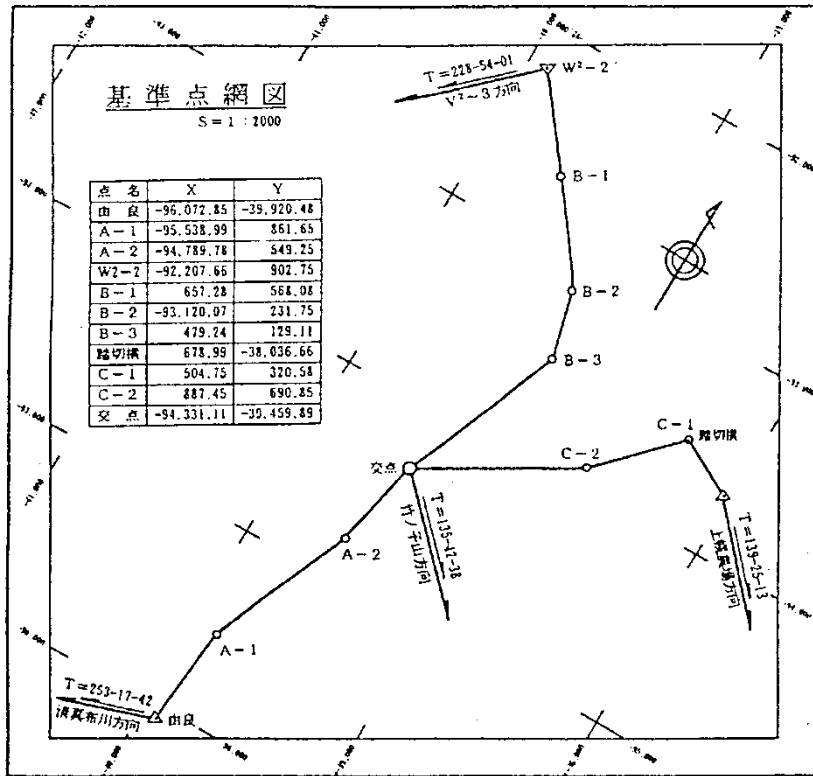
(図郭は様式-9)

様式-10 用地平面図（記載例）



(図郭は様式-9)

様式-11 基準点網図



- ※ 基準点網図は原則として3級以上の網図とする。
- ※ 1/5,000 を標準とするが、図面余白状態等によっては縮尺を変更してもよい。

○ 級 基準点 成果表

点名	X	Y	摘要

様式-12 図面の表示

図面の表示

図 称			
地 区 名	地区 (委託 業務)		
事 業 名			
路 線 名	S P ~ S P L = m		
縮 尺	1 : 1,000	図面番号	葉の内 号
完了年月日	年 月 日		
作業機関名			
計画機関名			

10.0 cm

8.0 cm

様式-13 用地境界杭成果表

用地境界杭成果表					
No.	X	Y	No.	X	Y
L-1	-93,667.091	-38,567.565	R-1	-63,673.829	-38,597.953
2	668.852	540.816	2	676.550	541.084
3	668.213	534.147	3	676.111	535.005
4	665.154	528.178	4	674.392	529.156

様式-14 曲線表

曲線表													
IPNO	Dis	IA	R	Dir	TL	CL	SL	BC	SD	EC	X	Y	備考
BP									0.00		-93,670.860	-38,598.510	
I	65.85	36° -34' -23"	25	L	8.26	15.96	1.33	57.59	65.85	73.55	637.130	532.700	
EP	267.36								267.71		521.320	312.620	ブレーク+64.94

※ 寸法は任意

第4章 用地測量

様式-15 用地潰地求積表

※据置地、潰地ともに求積方法は倍横距法による。

用地潰地求積表										
所在	公簿			符号	算式	潰地地積	所有者	備考		
	地番	地目	地積							
市	612	用悪水路	91	①	倍横距法による 54.770100m ²	② 36.22				
				②	倍横距法による 36.229900m ²					
	614-1	田	3718	①	倍横距法による 3636.839800m ²	② 91.89				
				②	倍横距法による 91.892612m ²					
	616-1	田	38381	①	倍横距法による 38045.299050m ²	② 336.52				
				②	倍横距法による 336.521505m ²					
	1226	鉄道用地	38381	①	倍横距法による 1586.696050m ²	③ 700.31				
				②	倍横距法による 1047.899100m ²					
				③	倍横距法による 700.312050m ²					
	町	613-1	用悪水路	973	①	倍横距法による 945.100752m ²	② 28.62			
				②	倍横距法による 28.626905m ²					
625		用悪水路	1930	①	倍横距法による 1887.502900m ²	② 42.49				
				②	倍横距法による 42.497100m ²					
628		雑種地	56	①	倍横距法による 44.976750m ²	② 11.02				
				②	倍横距法による 11.023350m ²					
	1229-2	鉄道用地	452		倍横距法による 4.983050m ²	4.98	建設省			
	B	道路敷地		117.69	倍横距法による 4.983050m ²	117.69	大蔵省	旧万字線		

※地積の更正がある場合は、更正前の地積を（ ）で下段に記載し、更正後の地積を上段に記載する。

※寸法は任意

様式-16 現況地目別求積表

※デジタルプランメーターにより算出

現況地目別求積表														
所在	公簿				地目別凡例						所有者	押印欄	備考	
	地番	地目	地積	潰地地積	宅地	田	畑	原野	山林	公衆用道路				用悪水路
市	612	用悪水路	91	36.22							36.22			
	614-1	田	3718	91.89			91.89							
	616-1	田	38381	336.52		336.52								
	1226	鉄道用地	3334	700.31				472.21			228.1			
	613-1	用悪水路	973	28.62							28.62			
	625	用悪水路	1930	42.49							42.49			
	628	雑種地	56	11.02							11.02			
	1229-2	鉄道用地	452	4.98							4.98	建設省		
	B	道路敷地		117.69						117.69		大蔵省		
			計	1369.74	—	336.52	91.89	472.21	—	117.69	351.43			

※地目欄に現況地目別区分表の該当色を塗る。

※寸法は任意

※用地測量結果現地立会確認書と併せて、当該現況地目別求積方法表の押印欄に土地所有者からの押印を受けるものとする。

様式-17 土地境界標設置同意書

土地境界標設置同意書

私が所有する土地と、道営農業農村整備事業の用地（公有地）との境界については、（現地において立会の結果）、異議がないので境界標を設置することに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

境界標記号	境界標座標値 (X)	境界標座標値 (Y)	所 在	地 番	備 考

(※境界標埋設のみの場合)

注) 土地所有者が現地において立会できない場合は、括弧書きを適宜変更し作成する。

第4章 用地測量

様式-18 土地調書

(甲)

土地調書

北海道

業の

地区名		事業名			図面番号		敷地・遺地総面積		北海道		m ²							
工種	路線名	測量延長 測点		調査年度	年度	国 有地		公 民 有 地		m ²								
土地の所在		市 郡 町 村 字		土地登記簿調査事項		取得状況												
字 地 番	地 目	地 積	所 有 者				所 有 者 以 外 の 権 利				遺 地			契 約 年 月 日	登 記 済 年 月 日	金 額	備 考	
			住 所	氏 名	種 類	順 位 番 号	受 付 年 月 日	受 付 番 号	権 利 者 住 所	氏 名	仮 地 番	現 況 目 録	地 積					
記載上の注意事項 1. 字名が複数の場合は、土地所在欄に連記し、字名欄に該当字名を記入する。 2. 所有者毎に地番の若い順番に記入する。 3. 地積更正の必要がある場合は、登記事項証明書の地積を下段に（ ）で、更正後の地積を上段に記入し、備考欄に地積更正と表示する。 4. 所有者欄は、登記事項証明書の住所、氏名を転記するが、現住所等が違う場合は正しい住所、氏名を上段に記入する。従って下段は（ ）書きとし、備考欄に表示変更と記入。 5. 所有権以外の権利欄は、登記事項証明書の権利部の現に効用発揮しているものすべて転記し、受付年月日欄及び受付番号欄は権利設定時の受付年月日及び受付番号を転記する。また、抵当権等については取扱店名も転記する。 6. 抵当権等で共同担保目録がある場合は、備考欄に共同担保目録番号を記入する。 7. 仮地番欄は、「②1111- 」と記入する。 8. 一筆の土地が複数の現況地目がある場合は、仮地番を記入した行に一筆地の全面積を記入し、次の行からそれぞれの現況地目別面積を記入する。 9. 遺地の地積は、分筆地一筆毎、現況地目別に小数第2位まで記入する。（全地遺地の場合は備考欄に全地遺地と記入する。） 10. 所有者毎の遺地面積の計は、現況地目欄に「計」と表示し、地積欄に面積を記入する。 11. 国、公有地（市町村有地含む）も、一筆毎に記入する。 12. 相続登記未済の場合は、その旨を備考欄に記入する。 13. 納税猶予農地〔相続（生前贈与）〕の場合は、その旨を備考欄に記入する。但し、条例、その他の規則によって開示を受けられない場合を除く。																		
受託者名 (TEL)																		

(乙)

土地調書

北海道

業の

地区名		事業名			工種		路線名		図面番号		調査年度		土地所在					
字 地 番	地 目	地 積	所 有 者				所 有 者 以 外 の 権 利				遺 地			契 約 年 月 日	登 記 済 年 月 日	金 額	備 考	
			住 所	氏 名	種 類	順 位 番 号	受 付 年 月 日	受 付 番 号	権 利 者 住 所	氏 名	仮 地 番	現 況 目 録	地 積					
受託者名 (TEL)																		

様式-20 調査報告書

調 査 報 告 書

受託者

(A-4)

事業名	事業	地区名	地区	調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日
基準点測量			取得対象者及び立会状況		
使用国家基準点等の名称 新設点の名称及び等級 新設点は永久標か木杭 測量の方法 測量機器の種類及び規格			取得対象者氏名 立会状況		
境界標の設置状況			登記等の状況		
設置数 埋設状態 仮杭だけの場合はその理由			地図訂正 地積更正 未相続 住所・氏名の相違		
支障物件の概要			その他協議事項		
立 木	箇所			
建 物	棟			
牧 柵	m			
水 道 管	m			
電 柱	本			
そ の 他				

様式-21 用地実測図精度管理表

用地実測図精度管理表

(A-4)

業 務 名				縮 尺	
作 業 機 関		管理技術者		点 検 者	

項 目	指 摘		誤 記		脱 落		誤 記		脱 落	
	誤 記	脱 落	誤 記	脱 落	誤 記	脱 落	誤 記	脱 落		
図面番号										
図郭線										
起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の追加距離										
用地境界線、用地境界杭番号、中心線からの幅距離及び追加距離										
筆境界線、地番、所有者名及び所管所属名										
用地境界仮杭の記号及び番号										
既設境界杭及び筆界点の記号及び番号										
基準点（図根点）の記号及び番号										
行政区画名、字名及び区画線										
図面の表示（タイトルボックス）										
求積根拠線及び関連数値										
方位										
基準点網図										
曲線表										
用地幅杭成果表										
既設境界杭成果表										
用地境界仮杭成果表										
基準点成果表										
用地求積表										
拡大図										
図面接合線										

様式-22 用地平面図精度管理表

用地平面図精度管理表

(A-4)

業 務 名				縮 尺	
作 業 機 関		管理技術者		点 検 者	

項 目	指 摘	誤 記		脱 落		誤 記		脱 落	
		誤 記	脱 落	誤 記	脱 落	誤 記	脱 落	誤 記	脱 落
図面番号									
図郭線									
起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の追加距離									
用地境界線、用地境界杭番号、中心線からの幅距離及び追加距離									
筆界線、地番、所有者名及び所管所属名									
用地境界仮杭の記号及び番号									
既設境界杭及び筆界点の記号及び番号									
基準点（図根点）の記号及び番号									
行政区画名、字名及び区画線									
地貌、地物、地目界及び地目記号									
電柱、地下埋設物並びに見出杭等の記号及び番号									
図面の表示（タイトルボックス）									
方位									
基準点網図									
曲線表									
用地幅杭成果表									
既設境界杭成果表									
用地境界仮杭成果表									
基準点成果表									
現況地目別求積表									
拡大図									
図面接合線									

別表－1 図面記載事項

図面記載事項

記載内容	用地実測図	用地平面図	潰地予定図	様式番号
図面規格（841mm×594mm：A1 規格）図郭線（801mm×554mm）座標図郭線は各 25mm とする	○	○	○	8
起点は原則として左側、起終点中心線は 100m 毎に ——○—— と表示	○	○	○	
用地境界線、用地境界杭番号、中心線からの距離、境界杭点間距離（筆界毎に表示）	○	○		
筆界線、地番、所有者名、所管所属名、行政区画名、字名、区画線	○	○	○	
用地境界仮杭の記号及び番号	○	○		
基準点（図根点）の記号、既設境界杭の記号、番号	○	○	○	
地貌、地物、地目界及び地目記号、地目別色別表示		○		
電柱、地下埋設物並びに見出杭等の記号及び番号		○		
図面の表示（タイトル）	○	○	○	12
方位	○	○	○	
基準点網図	○		○	11
曲線表	○	○		14
用地境界杭成果表	○	○		13
既設用地境界杭成果表（使用点のみ）	○	○		13
用地潰地求積表	○		○	15
現況地目別求積表		○		16
拡大図（必要ある場合）	○	○	○	
図面の接続線（ —…—…—…—…— ）	○	○	○	

注）潰地予定図においては、用地潰地求積表を潰地面積一覧表と読み替える。

別表-2 地図図式

地 図 図 式

図名	名称	記号	色別	太さmm	線別	摘要
用地実測図	図郭線		黒	外 0.3 内 0.1	実線	
	三角点		黒	0.3	実線	
	多角点		黒	0.3	実線	
	新設の基準点 (3級以上)		黒	外 0.3 内 0.1	実線	永久標または永久標に準ずる標識 (Cタイプ)
	新設の基準点 (3級以上)		黒	外 0.3 内 0.1	実線	木杭
	新設の基準点 (4級)		黒	0.2	実線	木杭
	筆界線	——	黒	0.1	実線	
	用地の境界線	——	黒	0.2	実線	
	用地境界杭		黒	外 0.2 内 0.1	実線	地下埋設は⊙とする
	用地境界仮杭		黒	0.2	実線	
	用地境界杭 (既設)		黒	0.2	実線	
	路線中心線 (点)		黒	0.15	実線	
	三斜線		黒	0.1 0.1	一点破線 点線	底辺 垂線
	用地幅表示線	——	黒	0.1	実線	
地積測量図等素図	筆界線	——	黒	0.2	実線	
	用地の境界線	——	黒	0.2	実線	
	三斜線		黒	0.1 0.1	一点破線 点線	底辺 垂線
	方位線	——	黒	0.2	実線	

注) 潰地予定図に記載する場合は、用地境界杭を予定境界点、用地の境界線を潰地予定線と読み替える。

別表-3 現況地目別区分表

現況地目別区分表

地目	宅地	田	畑	原野	山林	公衆用道路	用悪水路	国・公有地	その他
色別	赤	緑	黄	紫	黄緑	茶	淡青	無色	任意

別表－4 成果品及び測量記録（国有林を除く）

成果品及び測量記録（国有林を除く）

区分	名称	単位	数量	規格・寸法	縮尺	備考
成 果	用地実測図	式			1/500 または 1/1,000	
	用地平面図	式			1/500 または 1/1,000	(現況地目色別)
	地積測量図等素図	式		不動産登記規則第74条第3項に準じるもの		土地実地調査書を含む
	土地調書	式		様式-18 様式-19		
	土地境界確認書	式		様式-3		
	用地測量結果現地立会確認書	式		様式-5		
	承諾書	式		様式-6		地図訂正、地積更正の場合
	土地境界標設置同意書	式		様式-17		用地境界杭設置の場合
	土地の登記記録	式				取得または使用に該当する地番のみ
	支障物件調査表	式		様式-7		支障物件として判定される場合
	調査報告書	部		様式-20		
	資料図	式				
	土地調査表	式				登記事項要約書に代えることができる
	品					
測量記録	基準点測量簿	冊				
	測量成果計算簿	冊				
	写真帳	冊				

別表—5 成果品及び測量記録（国有林等）

成果品及び測量記録（国有林等）

区分	名称	単位	数量	規格・寸法	縮尺	備考
成	用地実測図	式			1/1,000 ~ 1/2,500	
	用地平面図	式			1/1,000 ~ 1/2,500	(現況地目色別)
	地積測量図等素図	式		不動産登記規則第74条 第3項に準じるもの		土地実地調査書を含む
果	位置図	式			1/50,000	国有林野管内図による
	境界基本図	式			1/5,000	国有林野管内図による
	調査報告書	部		様式-20		
品						
測	基準点測量簿	冊				林野庁測定規程等による
	境界測量簿	冊				
	測量手簿	冊				
	縦横線及高低計算簿	冊				
	面積計算簿	冊				
	写真帳	冊				
記						
録						

参考資料 地図一覧表

地図一覧表

名 称	保管場所	適用関係法規	備 考
1 土地処分図	副図～総合振興局または振興局（空知、宗谷除く） 登記図～法務局	北海道国有未開地処分法明 30.3.27 法第26号（旧法） 明41.4.14 法第57号（新法） （現在も適用されている）	国有未開地の売払付与 交換。 貸付等の処分図
2 土地連絡図	総合振興局または振興局 （根室除く）、市町村、法 務局	明29年5月16日庁令26号土地 調査規制による。これを廃止し明 45.5.12 訓令632号土地整理並に 提とう敷地調査	国有地（旧内務省用地） と民地の位置形状面積 境界の確定図及び成果 簿
3 字地番連絡図 （字地番改正図）	同 上	明44年3月15日内務省訓令第4 号の特例昭19.3政令119号で上 記を廃止昭22.4.17 法第67号地 方自治260条により実施	机上において多い字地 番を整理統合したもの
4 植民区画図	北海道農政部（農地調整 課）、総合振興局または振 興局	大7.3.23 北海道庁、明29年5月 29日議定によるもの	国有未開地及び編入予 定地の調査図
5 地 籍 図	市町村、法務局	昭和26.6.1 法第180号国土調査 法	毎筆の土地について所 有者、地番、地目、地積 に関する調査図
6 地域公図官林 境界査定図	森林管理署	明26.6.1 訓令第161条	管林と植民地の区画踏 査及び御料農地払下図
7 境界査定図 （御料林）	同 上	明26.1 境界踏査内規 明42.12 境界踏査規定 明27.5 測量規定 明44. 境界査定規定 大3.10 境界標識規程	境界を測量算定し、面積 を確定した図
8 境 界 図 境界基本図	同 上	昭24.7 林野庁長官通達 昭7.2 林野庁長官通達 「国有林野測定規程」 昭37.8.15 「改正国有林野測定規 程」	境界位置、面積の測定図
9 開拓地実測図	総合振興局または振興局 （農村振興課、調整課） 市町村	昭28.1.28 農地第4号 昭29.2.13 農地局長通達 昭29.3.17 農地局長通達 昭38.10.15 次官通達	境界決定成果図
10 農地実測図	同 上	昭28.1.7 農地第2号 昭35.7.6 政第2896号	同 上
11 道路区域図	開発建設部、建設管理部、 市町村	明30.7.27 北海道訓令第105号 「土地調査心得」 大2「道路測量規程」 昭2訓令第48号「道路竣工平面 図作成基準」 大8.4.10 法律第58号「道路法」 昭27.6 法律第180号「道路法」	境界決定成果図
12 河川区域図 （堤防敷地図）	同 上	一般公図1～7の適用関係法規及 び河川法による	同 上
13 境界原図 （道有林）	水産林務部森林環境局道 有林課、各森林室（原図）	明30 林種別調査規程 明39 模範林標杭建設心得	境界決定成果図
14 道有林基本図	同 上	明44 林地区分調査方針 大11 北海道地方農林境界調査心 得	境界図を基に林班、小班 を確定している図

第4章 用地測量

名 称	保管場所	適用関係法規	備 考
15 国有財産 土地台帳付属図	北海道財務局管財部、各財務事務所・出張所	一般公図 1～7 の適用関係法規及び財産法による	国有財産（国有未開地、国がけ、予定道路売払原図）
16 鉄道用地図 台帳附図 （土地沿革地番図）	ア．鉄道建設・運輸施設整備支援機構 イ．JR 北海道	昭 24 以前国有財産法 昭 24 以降旧日本国有鉄道国有財産管理規程	
17 土地台帳登記簿	法務局	旧土地台帳法施行規則第 12 条	
18 地積測量図	同上及び土地所有者	不動産登記令第 2 条 1 項の 3 号、不動産登記事務取扱手続準則第 50 条	分筆合筆訂正変更図等土地の移動を生じた場合の所在地積を示す図
19 所 在 図	同 上	不動産登記令第 2 条 1 項第 2 号、不動産登記事務取扱手続準則第 51 条	個々の土地の所在を示す図
20 換 地 図	同上及び市町村、土地改良区	土地区画整理登記令第 6 条 2 項の 2 号	都市計画土地改良農業構造改善事業等の換地処分後の土地を示す図
21 自作農売渡図	農業委員会	自農法の施行に伴う土地台帳の特例に関する政令及び省令	自農法により売渡地の所在を示す図
22 農地売渡図	同 上	農地法に基づく登記及び土地台帳の特例についての取扱い要領	農地法により売渡地の所在を示す図

第5章 用地予備調査

第5章 用地予備調査

目 次

5-1 通 則.....	105
5-1-1 調査の目的.....	105
5-1-2 適用範囲.....	105
5-1-3 業務及び心得.....	105
5-2 現地踏査.....	105
5-2-1 測量条件及び調査区域内の現地踏査.....	105
5-3 資料調査.....	105
5-3-1 資料図の調査.....	105
5-3-2 地図の転写.....	105
5-3-3 地積測量図等の転写.....	106
5-3-4 土地の登記記録の調査.....	106
5-3-5 転写連続図の作成.....	106
5-3-6 土地所有者等の確認.....	106
5-3-7 財務省所管国有財産の確認.....	106
5-4 公共用地管理者との打合せ.....	107
5-4-1 聴取り調査.....	107
5-5 雑 則.....	107
5-5-1 調査資料の整理.....	107
5-6 成 果 品.....	107
5-6-1 成 果 品.....	107
別表-1 様式一覧表.....	108
様式-1-1 地図及び資料図タイトル.....	108
様式-1-2 境界点成果対比表.....	108
様式-1-3 土地調査書.....	109
様式-1-4 権利者の一覧表.....	110
様式-1-5 国有財産確認調書.....	111
様式-1-6 基準点の形式.....	111
様式-2 用地取得補償意見書.....	112
別表-1 成果品一覧表.....	113

5-1 通 則

5-1-1 調査の目的

農政部の所管事業に必要な施設の用地取得計画策定の充実を図るため、用地交渉の対象物である不動産に関する事項と、交渉の相手方である権利者に関する事項を調査測量設計及び用地測量の事前に調査し、必要となる資料を作成することを目的とする。

5-1-2 適用範囲

この仕様書は、北海道農政部の所掌する路線調査測量設計及び用地測量業務の事前に不動産と権利者に関する事項を調査し、必要となる資料を作成する業務を委託する場合に適用する。なお、別途示された特記仕様書はこの仕様書に優先する。

5-1-3 業務及び心得

受託者は、用地予備調査の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きを迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地予備調査で知り得た権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。
- (3) 用地予備調査が権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) 権利者から要望、陳情があった場合には、その意向を充分把握した上で、速やかに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。

5-2 現地踏査

5-2-1 測量条件及び調査区域内の現地踏査

- 1 調査に着手する前にあらかじめ担当者の了解を得た上、調査区域内の現地踏査を行い、土地の状況及び土地に定着する物件の大要を把握しなければならない。
- 2 事業計画路線内の後続の測量に必要な条件を調査するものとする。
- 3 調査範囲は予定潰地を包含する一筆地とその隣接地を網羅するものとする。
- 4 調査区域内及び工事により影響を及ぼすと思われる支障物件について調査するものとする。

5-3 資料調査

5-3-1 資料図の調査

資料図の調査に当たっては、位置図、計画調査図面に基づき工事用地に関係すると思われる土地及び隣接地を含めて、管轄する関係官公署において調査し、もっとも直近の図面を転写するものとする。各資料図には仕様書第1編第5章様式-1-1タイトルを貼付する。また関連する測量の成果等は、仕様書第1編第5章様式-1-2に転記するものとする。

5-3-2 地図の転写

受託者は、調査区域内の土地を管轄する法務局若しくは地方法務局またはその支局若しくは出張所（以下、「管轄登記所」という。）において、当該土地に関する必要かつ十分な範囲の地図〔不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項または同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図または地図に準ずる図面をいう。以下同じ。〕を調査し、もっとも直近の図面を転写するものとする。この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所では近々に換地処分が

行われる計画があるものについては、業務担当員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

転写に当たっては、図形その他記載されている事項の全てを行うものとし、各地図には仕様書第1編第5章様式-1-1のタイトルを貼付する。また関連する測量の成果等は、仕様書第1編第5章様式-1-2に転記するものとする。

5-3-3 地積測量図等の転写

受託者は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図等が存する場合は、これを転写または複写するものとする。転写に当たっては前項の方法によるものとする。

5-3-4 土地の登記記録の調査

受託者は、第2項、第3項で調査した結果に基づき、調査区域内の土地について、管轄登記所の土地登記記録により次の各号に掲げる登記事項について調査を行うものとし、仕様書第1編第5章様式-1-3に転記するものとする。但し、土地登記事項要約書をもって代えることが出来るものとする。なお、工事用地の取得等の予定地については、土地登記事項証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 登記名義人の住所及び氏名または名称
- (4) 共有地については共有者の持分
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所、氏名、名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記等があるときは、その内容
- (7) その他必要と認められる事項

5-3-5 転写連続図の作成

第1項から第4項の作業が完了したときは、転写地図各葉を複写して連続させた転写連続図を作成し、地番・地目・地積・土地所有者名及び工事計画平面図等に基づき土地の取得等の予定線を記入するとともに管轄登記所名及び転写年月日の記載並びに転写を行った者の記名を行うものとする。また、転写連続図作成において、地図の混乱状況等がある場合は、業務担当員と協議し指示を受けるものとする。

5-3-6 土地所有者等の確認

第4項の作業に基づき、測量区域内の権利者の一覧表を仕様書第1編第5章様式-1-4により市区町村ごとに作成し、第4項及び第5項の資料を添えて業務担当員に提出して指示を受けるものとする。

5-3-7 財務省所管国有財産の確認

予定道路敷地（殖民区画における号線敷地、及びその他の予定道路敷地）、及び旧国有未開地のうち農林水産省名義以外の財務省所管国有地、旧法定外公共物等で無地番の土地がある場合は、所管財務事務所等で台帳登載の有無を確認し、仕様書第1編第5章様式-1-5により業務担当者へ報告するものとする。

5-4 公共用地管理者との打合せ

5-4-1 聴取り調査

関係市町村及び土地改良区等から、用地処理上必要な事項について聴取り調査をするものとする。

5-5 雑 則

5-5-1 調査資料の整理

調査結果に基づき、取得対象者ごとの用地取得及び取得補償等概要と用地測量業務積算に必要な諸条件、決定根拠を用地取得補償意見書として整理するものとする。

5-6 成 果 品

5-6-1 成 果 品

- 1 用地取得補償意見書（仕様書第1編第5章様式-2）及び資料図等は、適宜A4判縦型ファイルに納める。
- 2 ファイルには、地区名・事業名・路線名・調査年度・作業機関名のラベルを貼付すること。

別表－1 様式一覧表

様式一覧表

様式 No.	名称	備考	頁
様式－1－1	地図及び資料図タイトル		
様式－1－2	境界点成果対比表		
様式－1－3	土地調査書		
様式－1－4	権利者の一覧表		
様式－1－5	国有財産確認調査書		
様式－1－6	基準点の形式		
様式－2	用地取得補償意見書		
別表－1	成果品一覧表		

様式－1－1 地図及び資料図タイトル

資料図 No.			
字名地番			
縮 尺	1 /	保管場所	
作 図 の 年 月 日 年 月 日	図面の 名 称		
作 成 者 住 所 氏 名			
転 写 者			
転写年月日	年 月 日転写		

6 cm

5 cm

様式－1－2 境界点成果対比表

境界点成果対比表（確定座標一覧表）

点名	実測座標値		点名	既知成果		Δ X Δ Y	図面読取座標値		Δ X Δ Y	計算者		備考	
	X	Y		X	Y		X	Y		点名	確定座標値		
											X		Y

様式-1-3 土地調査書

土地の所在				土地調査書								
(旧字名)	(旧字番)	最終	地目	現地積	土地の移動沿革	登記名義人		所有権以外の権利登記				備考
字名	地番	支号		地積		住所	氏名	権利の種類	内容	権利登記名義人		
												住所

様式－1－5 国有財産確認調書

国有財産確認調書

所 在	地 番	区 分

- ※ 無地番の場合は、地番欄に略号（A, B, C）を用いるものとする。
- ※ 区分欄は、事業用地、若しくは隣接地の別を記載する。
- ※ 位置及び隣接地番を明示した図面を添付する。

様式－1－6 基準点の形式

測量標

- 1 永久標識及び準ずる標識
付表－2「測量標」の1 永久標識の規格及び埋設方法による。
- 2 標杭
付表－2「測量標」の2 標杭による。

様式－2 用地取得補償意見書

用地取得補償意見書

取得対象者		住所	
		氏名	
区分	各項目概要		意見等
用地取得	(登記等の状況) ・地図訂正 ・地積更正 ・未相続 ・個人の抵当権 ・住所・氏名の相違 ・その他 (その他の状況) ・賃貸借等 ・その他条件の設定 ・他機関との調整 ・地元の協力体制		例) ・未相続・不在地主の土地に対する用地処理の難易度について ・所有権以外の権利の抹消事務の難易度について ・管轄登記所備付けの地図等に基づき、地図の訂正または地積の更正の有無並びに、境界紛争地における解決の難易度について ・事業計画路線の標準定規・重要作工物による用地取得の難易度について
取得補償	(支障物件の状況) ・建物 ・工作物 ・立木 ・立毛 ・水道管 ・土地使用 ・事前調査の可否 ・その他		例) ・事業計画路線の標準定規・重要作工物による土地使用及び補償物件の難易度について ・建物移転補償に伴う移転工法及び附帯する補償について ・環境影響調査の必要性について ・その他補償に関するもの
測量積算・その他	・地域区分 ・その他		例) ・事業計画路線に対する各地権者の理解度について ・後続の用地測量委託設計に必要な地域区分の判定、測量の障害物等の処理解決方法について ・計画担当者及び実施担当者、並びに地元市町村担当者・土地改良区・期成会等のアドバイス・協力体制について ・その他問題点について

別表－1 成果品一覧表

成果品一覧表

名 称	単位	数量	規格・寸法	備 考
土地の登記記録調査表	式	1		
土地の登記記録	式	1		
土地所有者等の確認資料	式	1		
国有財産確認調書	式	1		
資 料 図	式	1		
転 写 連 続 図	式	1		
用地取得補償意見書	式	1		様式－2

(白紙)

第6章 確定測量

第6章 確定測量

目 次

6-1	確定測量	118
6-1-1	適用範囲	118
6-1-2	測量の目的	118
6-1-3	測量の基準	118
6-1-4	確定測量実施に当たっての心得	118
6-1-5	資料調査	118
6-1-6	調査の準備	118
6-1-7	境界杭の設置	118
6-1-8	工程管理	119
6-1-9	既知点間の距離	119
6-1-10	平均計画図・選点図・平均図の作成	119
6-1-11	基準点の設置	119
6-1-12	観測の方法	119
6-1-13	観測手簿の記載	119
6-1-14	測量成果の検定	119
6-1-15	閲覧等	120
6-1-16	成果品	120
様式-1	立会申込書	121
様式-2	境界承諾書	121
6-2	分筆測量	122
6-2-1	測量の目的	122
6-2-2	測量の基準	122
6-2-3	調査の心得	122
6-2-4	資料調査	122
6-2-5	境界の確認	122
6-2-6	境界測量	123
6-2-7	用地境界仮杭の設置	123
6-2-8	境界点間測量	123
6-2-9	面積計算	124
6-2-10	地図訂正、地積更正	124
6-2-11	図面作成	124
6-2-12	成果品	124
別紙-1	標杭の形状等	125

第6章 確定測量

6-3	建物図面素図作成	126
6-3-1	目的	126
6-3-2	作業方法	126
6-3-3	建物図面素図作成	126
6-3-4	成果品	126
6-4	雑則	126
6-4-1	測量記録の整理	126
6-4-2	調査報告書	126
別紙-2	測量記録一覧	127
様式-3	調査報告書	128

6-1 確定測量

6-1-1 適用範囲

北海道農政部所管の換地計画を定める道営土地改良事業及び国から委託を受けて北海道が実施する国営土地改良事業の確定測量作業について、適用するものである。

6-1-2 測量の目的

土地改良事業計画及び換地計画等で定めた区画及び耕地の位置、形状及び地積を確定し、現地に標識を測設することを目的とする。

6-1-3 測量の基準

- 2 確定測量の実施にあたり留意すべき事項、規格及び精度の基準については、調査測量設計業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）第1編第1章1-1-5によるほか、北海道農政部が定める確定測量作業要領（以下「作業要領」という。）によるものとする。

6-1-4 確定測量実施に当たっての心得

確定測量業務の実施に当たっては、北海道が当該測量区域における換地業務を委託している団体（以下「換地業務受託団体」という。）及び当該換地業務に係る地区換地委員会（以下「換地委員会」という。）と互いに連携を取り、業務を実施するものとし、また、本業務が換地処分の基礎となり、権利者の財産に関するものであることから、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎むこと。

6-1-5 資料調査

委託者から貸与を受けた資料及び成果品については、事業区域界等の境界調査にあたり、換地業務受託団体に確認のうえ、再調査の必要があれば業務担当員に報告し、必要な指示を受け、記載事項について確認を行うものとする。

6-1-6 調査の準備

受託者は、土地立入りに際して、事前に土地立入通知書（仕様書第1編第1章様式1-7）に記載する事項を調査し、委託者が当該通知書を発送したことを確認した後立ち入るものとする。

6-1-7 境界杭の設置

- 1 境界杭の設置位置については、換地委員会で決定した境界杭の設定方針及び次の事項に留意して行うものとする。
 - (1) 用途が異なる土地の境界は、農用地の利用状況を考慮して定めること。
 - (2) 農用地間の畦畔を境界とするときは、畦畔の維持及び農用地の利用状況を考慮して定めること。
 - (3) 農用地と水路等の境界は、水路等の維持または管理に必要な用地幅を確保するように定めること。
 - (4) 筆界の設定に特別な判断を必要とする場合には、事案別に換地委員会及び換地業務受託団体と協議を行い具体的に定めること。
- 2 境界杭の設置は、次により行うこと。
 - (1) 当該土地の所有者若しくは耕作者及び換地業務受託団体の役職員の立会の下に、設置すること。
 - (2) 換地計画を定める区域の境界（以下「地区界」という。）に杭を設置する場合には、当該土地の所有者（当該土地が国公有地である場合には、当該土地を所有または管理する官公庁）の

立会を、立会申込書（様式－1）により求め、境界杭設置後は境界承諾書（様式－2）を作成し、当該所有者（または官公庁）から確認したことの署名押印を求めるものとする。

（3）境界杭の設置は、調査図に図示する点及び既設の境界杭がある場合はその境界杭に基づいて境界点の位置を判断して設置するものとする。この場合、調査図に図示された境界点間に屈折があるときは、現地において関係者と協議のうえ、設置するものとする。

6－1－8 工程管理

1 作業要領第15条において規定する別紙2の「確定測量工程管理及び検査要領」及び別紙3の「確定測量工程管理及び検査要領の取扱い」（以下「検査の取扱い」という。）に規定する各作業工程別の作業従事者責任者点検が終了した場合には、業務担当員に点検結果を報告するものとする。

2 委託者から点検結果の報告を受けた委託者は、下記の作業工程が終了したときは、検査の取扱いにおいて規定する監督者点検を実施するものとする。この場合、受託者において点検に要する費用を負担し、点検に必要な書類及び資料等の整備、人員及び機材を準備、提供しなければならない。

（1）確測基準点測量

（2）一筆地測量（点検測量）

（3）地積測定（点検測量）

6－1－9 既知点間の距離

作業要領第23条に規定する既知点間の距離は、標準距離とするが、標準距離を超える場合には、事前に業務担当員の承諾を得ること。

6－1－10 平均計画図・選点図・平均図の作成

受託者は、平均計画図・選点図・平均図を作成した場合には、業務担当員に配点計画等を説明し、承諾を得るものとする。

6－1－11 基準点の設置

作業要領第33条に規定する基準点の規格及び設置方法を変更する場合には、事前に業務担当員の承諾を得るものとする。

6－1－12 観測の方法

確測基準点測量の観測は、作業要領第36条に規定するT S等観測により実施することを原則とする。ただし、作業地域の地理的条件等からT S等観測が困難な場合には、業務担当員の承諾を得てG N S S観測を実施することができるものとする。

6－1－13 観測手簿の記載

観測手簿の記載は、インキまたは良質のボールペン（黒または青）以外に鉛筆を用いることを妨げない。ただし、記載内容を訂正する場合には、その訂正経過を明確にしておく。

6－1－14 測量成果の検定

確測基準点については、測量成果を提出する前に、関係書類を整備のうえ、測量成果の検定に関する技術を有する第三者機関の成果検定を受けなければならない。

6-1-15 閲覧等

- 1 作業要領第 56 条に規定する仮作図が完成した時は、換地委員会及び換地業務受託団体と協議のうえ、関係権利者に対して仮閲覧を行うものとする。
- 2 仮閲覧においては、換地各筆の位置、形状等の確認を行うものとする。
- 3 仮閲覧後、抵当権等に対応した換地各筆の筆分け後の面積、法務局との付番協議後の換地地番、字界等の変更による関係市町村等との協議後の字界等を記載した確定測量図が完成した場合には、換地委員会及び換地業務受託団体と協議のうえ、関係権利者に対する本閲覧を行うものとする。
- 4 本閲覧においては、換地各筆の位置、形状、面積、用途等の最終確認を行うものとする。

6-1-16 成果品

成果等は次のとおりとする。

成果品一覧

種別	規格	単位	部数	備考
確測基準点測量網図	ポリエステルフィルム#500	組	1	紙6(7)部を含む
確定測量面積表		式	1	
確定測量図	ポリエステルフィルム#400	組	1	
平板確定図一覧図	ポリエステルフィルム#500	組	1	紙6(7)部を含む
平板確定図	ポリエステルフィルム#500	組	2	紙2部を含む
筆界点番号図	ポリエステルフィルム#500	組	1	紙2部を含む
認証申請区域図		組	6 (7)	
境界承諾書	様式—2	式	1	
測量記録		式	1	
メタデータ		式	1	
調査報告書	様式—3	部	1	

※ () 内は国営土地改良事業の場合の部数とする。

※ 測量区域が2以上の市町村にわたる場合には、認証申請区域図の部数を適宜加算する。

6-2 分筆測量

6-2-1 測量の目的

換地を伴う道営及び国営土地改良事業の換地計画を定める区域を確定するため、事業計画及び換地計画に基づき、地区界分筆に係る土地の計測を行い、分筆登記に必要な地積測量図を作成することを目的とする。

6-2-2 測量の基準

この仕様書に示されない規格及び精度の基準は、北海道公共測量作業規程（平成20年5月23日付け国国地第74号承認）によるものとする。

6-2-3 調査の心得

分筆測量は、事業区域内の土地の面積を確定する作業であり、確定した面積により換地計画を樹立し、換地処分を行うため、換地計画と密接な関係にある。このため、受託者は、分筆測量の実施に当たっては当該地区の換地委員会及び換地業務受託団体と互いに連携を取って業務を実施するものとする。また、分筆測量で使用する基準点の成果及び事業区域の境界の成果については、確定測量の成果を使用するものとする。

6-2-4 資料調査

- 1 資料調査とは、委託者から貸与された資料等に基づき、分筆測量に必要な諸資料の整理確認を行う作業をいう。
- 2 貸与された図面及び図書等については、その内容を土地の登記記録等の閲覧を行い確認するものとする。確認の結果、貸与された図面及び図書等に相違がある場合には、業務担当員に報告し、必要な指示を受けるものとする。

6-2-5 境界の確認

- 1 境界の確認とは、現地において一筆ごとに隣接地との境界及び事業の地区界を確認する作業をいう。
- 2 境界の確認は、現地において、法務局に備える地図、地図に準ずる図面（公図）、公共団体に備える地図、委託者から貸与された一時利用地指定区域図等に基づき、関係権利者立会のうえ、境界点を確認し、所定の標杭を設置することにより行うものとする。なお、標杭は、一筆を包含する境界点及び事業の地区境界に設置するものとする。また、標杭の規格は、別紙1によるものとする。
- 3 境界確認に当たっては、各権利者に対して、立会いを求める日を立会申込書（様式—1）にて事前に通知して行うものとする。
- 4 境界点に、既設の境界杭が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができるものとする。
- 5 境界杭が亡失している等の場合、委託者が境界確認に必要があると認める境界点について関係権利者の確認を得て復元測量を行うものとする。復元測量は、作業規程第599条及び第600条によるものとする。
- 6 境界確認作業が終了した場合は、土地境界確認書（仕様書第1編第4章様式—3）を作成し、関係する権利者から確認したことの署名押印を求めるものとする。

6-2-6 境界測量

- 1 境界測量とは、現地においてTS等を用いて境界点を測定し、その座標値等を求める作業をいう。
- 2 境界点の測定は、既設の4級確測基準点等に基づき行い、測定方法等は、作業要領第51条によるものとする。
- 3 既設の4級確測基準点等だけでは、境界測量を行うことが困難な場合には、業務担当員の指示により、補助基準点を設置できるものとし、設置の方法は、作業要領第49条によるものとする。
- 4 測定の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。
- 5 計算は、計算機が備える全桁数を用いて行い、座標値及び方向角は、規定する表示桁数の次の桁において四捨五入し、距離及び面積は、表示桁数の次の桁以下を切り捨てる。
- 6 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次によるものとする。
 - ・方向角 単位：秒、位：1
 - ・距離 単位：m、位：0.001
 - ・座標値 単位：m、位：0.001
 - ・面積 単位：m²、位：0.00001

6-2-7 用地境界仮杭の設置

- 1 受託者は、境界測量等の作業が完了し地区界が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。
 - (1) 用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。
 - (a) 仮杭の位置は、6-2-5境界の確認で決定された地番ごとの筆界線と境界線との交点に設置するものとする。
 - (b) 既設境界標が設置されている場合はこれを準用するものとする。
 - (2) 用地境界仮杭の規格は、用地測量杭等形状(仕様書第1編第4章様式-4)によるものとする。
 - (3) 設置方法は、作業規程第606条によるものとする。
- 2 受託者は、前項の用地境界仮杭が建物等が支障となって、設置が困難なときには、その事由等を整理し業務担当員に報告する。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。
- 3 受託者は、用地境界仮杭の設置については、第1項及び第2項によるほか、6-1-7境界杭の設置の2(2)において行うものとする。

6-2-8 境界点間測量

- 1 受託者は、6-2-6境界測量、6-2-7用地境界仮杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間(地区境界との点間を含む。)の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。
- 2 測定方法は、作業規程第609条によるものとする。

6-2-9 面積計算

- 1 面積計算とは、境界測量の成果に基づき、各筆ごとの事業区域内及び区域外の面積を算出することをいう。
- 2 面積測定は、座標法により行うことを原則とする。
- 3 面積計算は、平方メートル単位で求めるものとする。なお、計算の表示単位と桁数は次のとおりとする。
 - ・長さ 単位：m、桁数：小数点以下3位
 - ・面積 単位：㎡、桁数：小数点以下6位

6-2-10 地図訂正、地積更正

- 1 測量作業の結果、地図訂正、地積更正が必要な場合には、業務担当員にその内容を報告するものとする。
- 2 前項の登記が必要な場合には、当該土地の所有者及び当該土地に隣接する土地の所有者に対して、測量の経緯及び結果を説明し、立会を求め、現地確認のうえ、筆界と地積について了解を得て、承諾書（仕様書第1編第4章様式-6）に署名押印を求めるものとする。
- 3 隣接土地所有者が、立会、または署名押印を拒む場合は、その理由を業務担当員に報告するものとする。
- 4 隣接土地所有者が当該調査区域の市町村に居住していない場合は、業務担当員に報告し、立会方法について協議するものとする。

6-2-11 図面作成

- 1 図面作成とは、前条項までの結果に基づき、地積測量図等素図及び土地実地調査書を作成する作業をいう。
- 2 地積測量図等素図及び土地実地調査書の作成方法は、「不動産登記規則」及び「不動産登記事務取扱手続準則」の規定を参考にするものとする。

6-2-12 成果品

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

成果品一覧

種別	規格	単位	部数	備考
地積測量図等素図	不動産登記規則第74条第3項に準じるもの	式	1	土地実地調査書を含む
土地境界確認書	様式-3	式	1	
承諾書	様式-6	式	1	地図訂正、地積更正がある場合。
測量記録		式	1	

別紙－1 標杭の形状等

特記仕様書による以外は下表による。

標杭の形状等

作業種別	材 質	杭の標示色	形状寸法 (cm)	備 考
境界の確認	木	赤色 (t =5 cm)	4.5×4.5×45	境界杭

6-3 建物図面素図作成

6-3-1 目的

換地を伴う道営及び国営土地改良事業の施行により、換地計画で建物の所在及び表示について変動があった場合において、建物登記に必要な建物図面素図を作成する。

6-3-2 作業方法

確定測量の結果に基づき、境界からの建物の所在を測定し、建物図面素図を作成する。

6-3-3 建物図面素図作成

作成方法は、「不動産登記規則」及び「不動産登記事務取扱手続準則」の規定を参考にするものとする。

6-3-4 成果品

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

成果品一覧

種 別	規 格	単 位	部 数	備 考
建物図面素図	不動産登記規則第 74 条 第 3 項に準じるもの	式	1	
測量記録		式	1	

6-4 雑 則

6-4-1 測量記録の整理

測量記録とは、別紙—2のことをいい、作業工程順に整理し、様式は原則として作業規程及び作業要領によるものとする。

6-4-2 調査報告書

確定測量の作業経過及び、関係人・管轄登記所・関係市町村・換地委員会・換地業務受託団体等との協議内容、その他参考となる事項を、調査報告書（様式—3）に取りまとめ作成するものとする。

別紙－2 測量記録一覧

測量記録一覧

種 別	対象作業（業務）	単位	部数
観測（測定）手簿	確測基準点測量、一筆地測量、分筆測量	式	1
観測記簿	確測基準点測量	式	1
計算簿	確測基準点測量、一筆地測量、地積測定、分筆測量	式	1
平均図	確測基準点測量	式	1
成果簿	確測基準点測量、一筆地測量、地積測定	式	1
点の記	確測基準点測量	式	1
建標承諾書	確測基準点測量	式	1
成果検定書	確測基準点測量	式	1
点検測量簿	一筆地測量	式	1
精度管理表	確測基準点測量、地積測定、分筆測量	式	1
その他作業資料等	確定測量、分筆測量、建物図面素図作成	式	1

様式—3 調査報告書

調 査 報 告 書

受託者

(A-4)

事業名	事業	地区名	地区	調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日
基準点測量			立会対象者及び立会状況		
使用国家基準点等の名称（承認番号）及び点数 新設点の等級及び点数 新設点は永久標か木杭 測量の方法 測量機器の種類及び規格			立会対象者氏名 立会状況		
境界標の設置状況			登記等の状況		
設置数			地図訂正		
埋設状態			地積更正		
平板確定図			未相続		
枚数			住所・氏名の相違		
総筆数					
総面積					
(小数以下第2位 (小数以下第3位で四捨五入))					
調査実施地域に係る地籍調査等の実施状況					
地籍調査実施済			その他協議事項		
第19条第5項指定済					
地籍調査等未実施					